
第4回京丹波町総合計画審議会

令和5年2月15日
午後3時00分～
京丹波町役場 委員会室

1 開会

2 あいさつ

3 協議事項

①パブリックコメントの実施について

②第2次京丹波町総合計画後期基本計画の最終案と答申について

③総合計画実施計画について

4 次回の審議会について

令和5年6月頃

5 閉会

総合計画のパブリックコメントに対する回答

ご意見	計画の該当箇所	回 答
京丹波ブランド確立するためには、他地域の農産物とは一線を画した、独自性のある栽培技術で生産された農産物により、その付加価値をより高めるとともに、「うり」を明確に主張できるものでなければならない。 そこで、農業の原点に立ち返った、しかし新たな循環農業を確立していったらどうか。 化学肥料が主役になる前は、自家で牛や鶏を家畜として飼い、その排出物を肥料として農産物の育成に使い、収穫された稲わらや豆柄、野菜くずなどを家畜のえさとして与えていた。まさしく循環農業そのものであった。 これになぞらい、今後提案したい循環農業の在り方として、一部の農家で取り組まれている廃菌床を使った農産物栽培の推進である。 町内には、工業的に菌類を栽培する工場があるほか、シイタケ類についても菌床栽培を手掛ける農家もあり、そこで排出される菌床を土壌に混ぜ込んだ圃場での農産物をブランド化する戦略に取り組むことを提案する。（現在、残念ながら多くの排菌床が他市町に搬出されている）	P29「5 地域資源活用」	貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。 本計画においては、2026年度の将来ビジョンとして「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」を掲げています。 ご提案いただいたような「循環農業」の実施は、この将来ビジョンの実現のための重要な手法の一つであると考えています。また、国際全体の目標であるSDGsの達成に向けても、重要な取組であると認識しています。 こうした点を踏まえ、本計画の施策の方向「（1）バイオマス産業都市の推進」の中に『平成28年7月に策定した「京丹波町バイオマス産業都市構想」に基づき、本町に豊富に存在する森林資源と畜産バイオマスをフル活用することにより、地域内で資源と経済が循環する仕組みを構築して、林業・農業・畜産業の活性化、新産業や雇用の創出などを図ります。』といった内容を記載しています。 ご提案いただいた「廃菌床の活用」についても、「バイオマス産業都市の推進」に関する取組を進める中で、具体的な実施手法等を含め、検討して参ります。

第2次京丹波町総合計画 【後期基本計画（案）】

目 次

第Ⅰ部 総論

第Ⅰ章 はじめに	3
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の位置付け	3
3 計画の構成と期間	4
4 計画の推進	5
第Ⅱ章 基本構想の概要	6
1 京丹波町の将来像	6
2 施策の体系	9
3 主要プロジェクト	10
第Ⅲ章 SDGsの推進	14

第Ⅱ部 後期基本計画

【参考】掲載内容の概要	17
-------------	----

基本方針Ⅰ 地域資源が輝く産業づくり

1 農林水産業（京丹波ブランド戦略）	18
2 商工業	22
3 観光交流	24
4 起業・雇用	27
5 地域資源活用	29
6 移住・定住	31

基本方針Ⅱ 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

1 幼児・学校教育	33
2 子ども・青少年の健全育成	36
3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション	38
4 人権尊重	40
5 文化	42
6 国際・地域間交流	43

基本方針Ⅲ 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり

1 医療	44
2 健康づくり	47
3 子ども・子育て	49
4 高齢者福祉	51
5 障がい者福祉	53
6 地域福祉	55
7 防犯・交通安全	57
8 防災	59
9 環境保全	61
10 環境衛生	63

基本方針4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり 65

1 土地利用	65
2 道路・交通	67
3 情報通信	69
4 河川	71
5 水資源・上水道	72
6 下水道	74
7 住宅	76

基本方針5 住民主体の魅力あるまちづくり 78

1 協働のまちづくり	78
2 魅力発信（タウンプロモーション）	80
3 行政運営	82

資料編

（1）京丹波町総合計画審議会 87

1 諮問書	87
2 答申書	88
3 京丹波町総合計画審議会設置条例	89
4 京丹波町総合計画審議会委員名簿	91
5 京丹波町総合計画審議会等の経過	92

（2）京丹波町の概況と住民ニーズ 93

1 京丹波町の概況	93
2 住民ニーズ	98

第 I 部

總 論

第1章 はじめに

1 計画策定の趣旨

本町では、安定的な発展を未来に引き継いでいくための新たなまちづくりの指針として、平成29年3月に『日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波』を将来ビジョンとした第2次京丹波町総合計画を策定しました。

この将来像の実現に向けて、本町の豊かな自然環境を活かした農林業の振興や新たな加工品の開発、起業促進や企業誘致等に取り組むとともに、町立の幼保連携型認定こども園の新園舎の整備をはじめとした子育て支援の充実、京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化による情報通信基盤整備等を進めてきました。

一方、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大は、人口動態だけでなく、経済・社会活動等にも大きな影響を及ぼしています。とりわけ、本町の基幹産業の一つである観光業は大きな打撃を受けており、東京五輪を契機に盛り上がりが期待されていたスポーツ関連をはじめとした様々な交流事業等についても、延期や規模の縮小等を余儀なくされました。

また、大規模自然災害等の発生も危惧される中で、住民の生活様式だけでなく、まちづくりの手法についても、国際社会全体の開発目標であるSDGs¹の視点や、ウィズ・コロナを意識したDX²（デジタルトランスフォーメーション）化の活用等、転換が求められています。

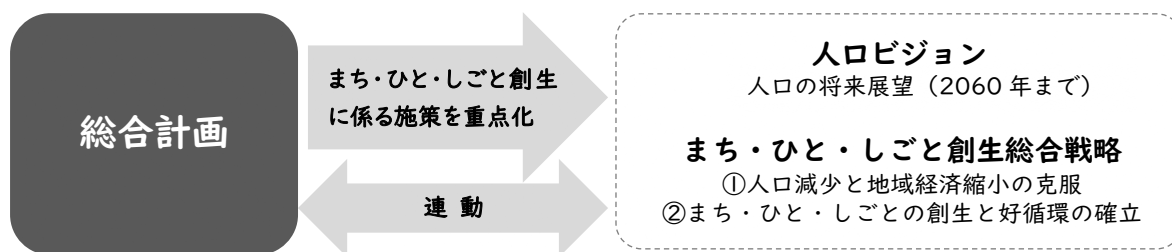
こうした状況も踏まえつつ、今後4年間のまちづくりの方策を明確にし、計画的、持続的な行政経営を推進するための指針として、第2次京丹波町総合計画「後期基本計画」を策定します。

2 計画の位置付け

総合計画は、本町のまちづくりに関する様々な計画の中で“最上位”の計画で、まちづくりを推進する上での指針となる計画です。

町民・団体・民間事業者等と行政が力を合わせて様々な施策を展開する“協働のまちづくり”を基本としています。

また、人口減少克服・地方創生を目的とする「京丹波町人口ビジョン」「京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略」とも連動し、関連する施策を進めています。

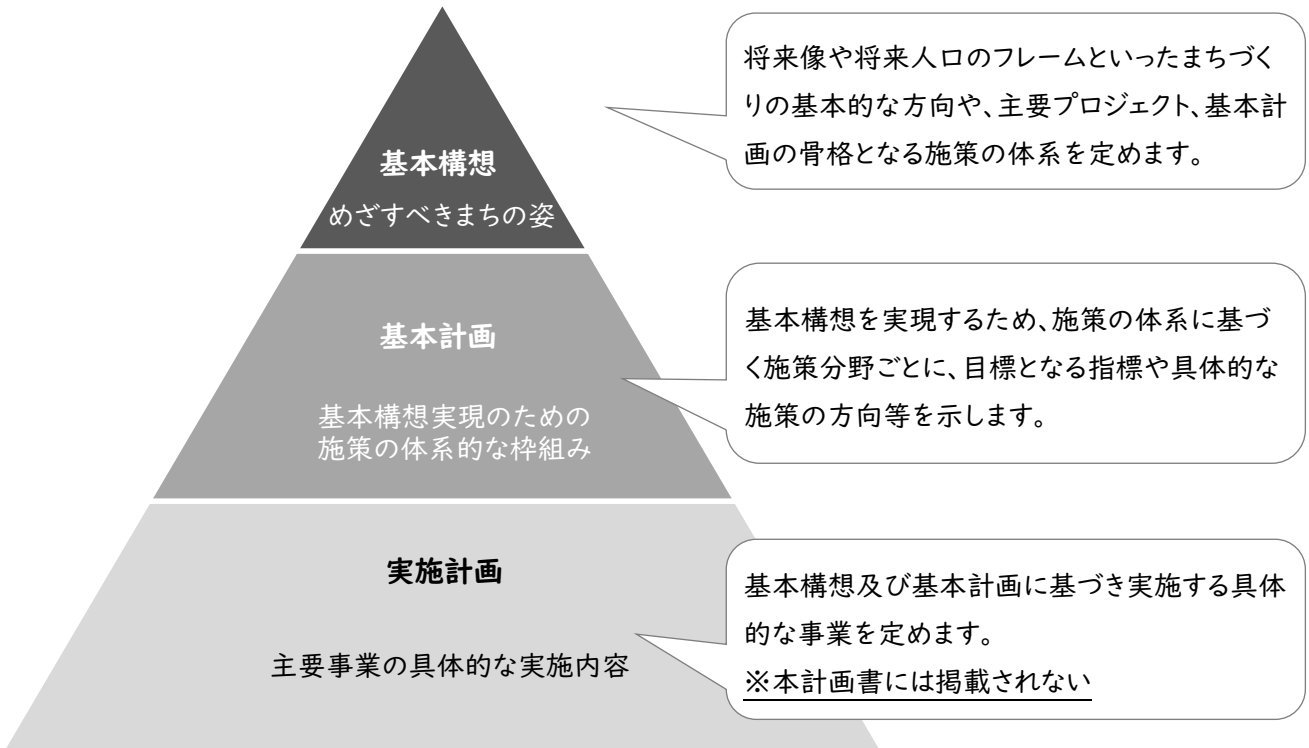


¹ SDGsとは、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成をめざす国際社会全体の17の開発目標のこと。

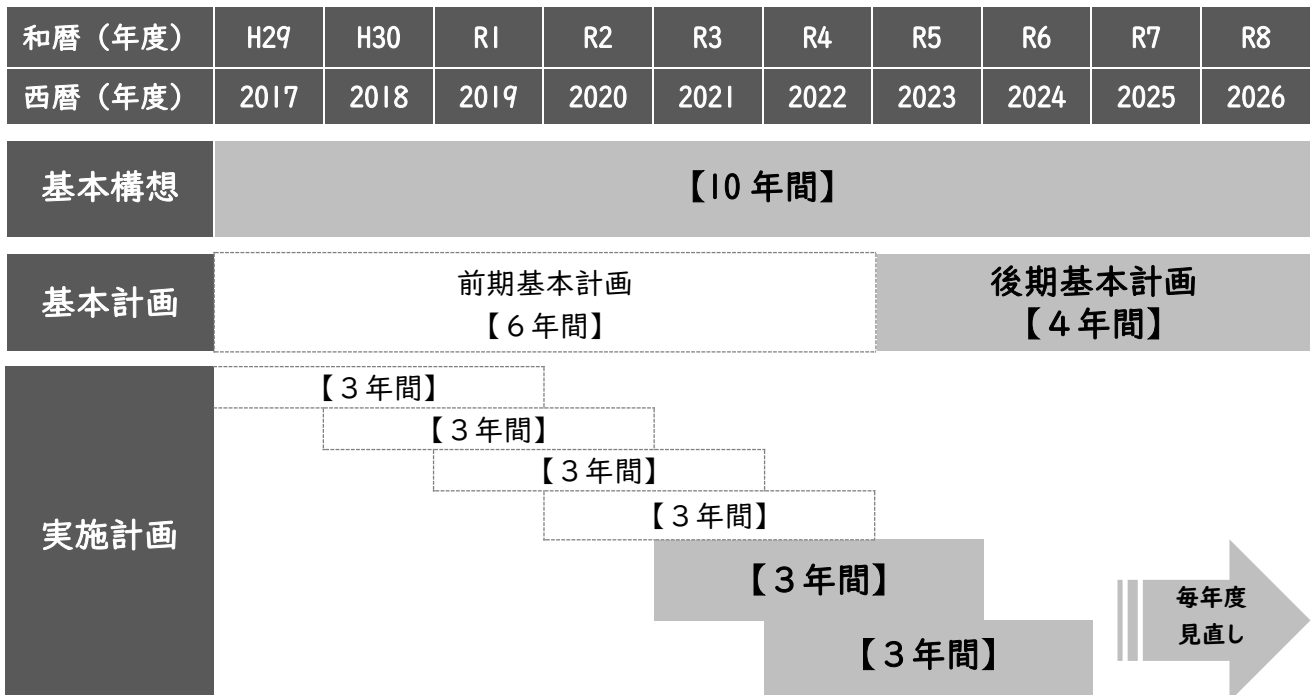
² DX(Digital Transformation)とは、進化したIT技術を浸透させ、人々の生活をより良いものへと変革させるという考え方のこと。

3 計画の構成と期間

第2次京丹波町総合計画は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。



本計画の3つの構成要素、それぞれの計画期間は次のとおりです。



4 計画の推進

本計画の実効性を高める観点から、計画を着実に推進するための体制を整えるとともに、各取組の結果や実施効果などを把握する「進行管理」を行う必要があります。

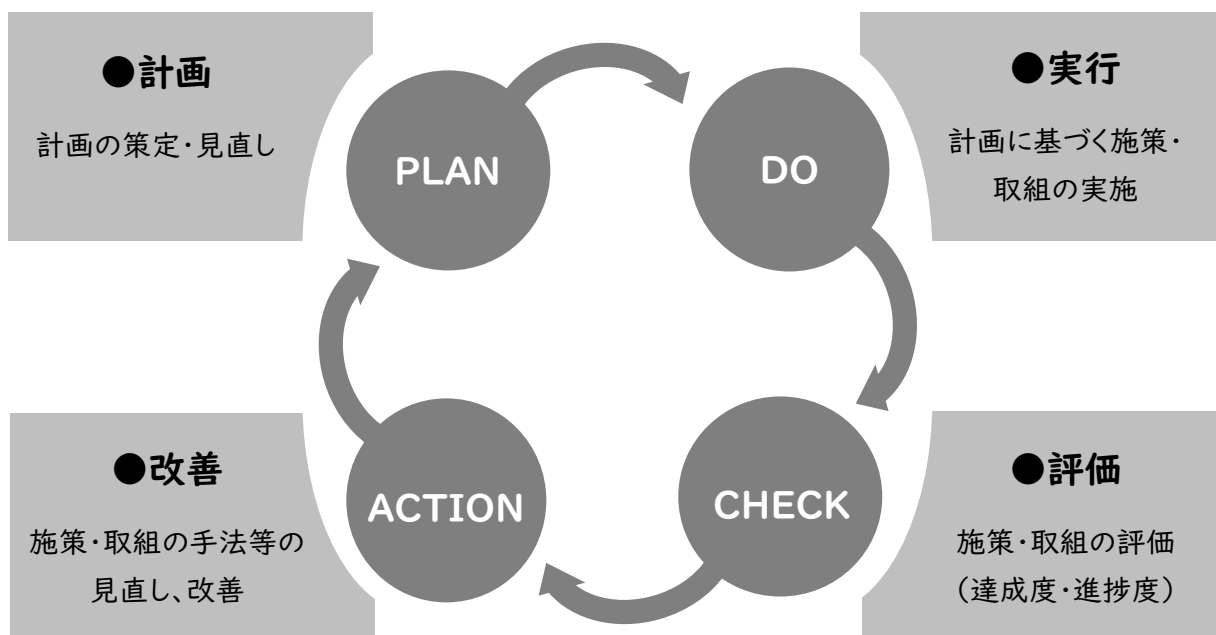
(1) 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、町民の理解と協力が不可欠です。また、計画の進行管理や達成度の検証を行うことが必要です。

そのため、計画策定の際に設置した「京丹波町総合計画審議会」を継続し、各部会単位で進行管理等に取り組めます。

(2) 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクル（PLAN計画⇒DO実行⇒CHECK評価⇒ACTION改善の4段階を繰り返すこと）による計画の進行管理に努めます。



なお、基本計画の各施策分野に関連する個別計画の見直しに当たっては、本計画のめざす将来ビジョン「日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波」の実現に向け、具体的な事業を推進し、整合性と調和のある計画内容とします。

第2章 基本構想の概要

I 京丹波町の将来像

(1) 将来ビジョン～めざすべきまちの姿～

日本のふるさと。 自給自足的循環社会○京丹波

本町では、「森林」「食」「子育て力」「地元力」といった財産や強みを最大限に活かしていくことが重要です。この四つの強みを活かすことは、それぞれの分野における「資源の循環」「暮らしの循環」「経済の循環」「人材の循環」といった個々の効果だけでなく、互いに関連しあい影響しあうことで、より大きな効果につながります。

このまちには、先人から引き継がれてきた里山をはじめとする豊富な森林資源、良質な第一次産品を生産する技術、地域を守り育てる力、おすそわけ文化といった古き良き習慣が残っています。これらを、現在そして未来へ、社会の移り変わりに合わせて、地域づくりや基幹産業をその都度改編していくことが、この地域の安心そして豊かさへつながっていきます。

さらに、その環境の中で暮らし続けることが、住民の地域に対する誇りと、豊かさを感じることにつながり、まちの中に活気があふれ、元気で楽しい雰囲気が醸成されます。それが、本町へ「ひと」を呼び込む原動力となります。

これを本町では、「自給自足的循環社会」と表現し、町民の安心と暮らしの豊かさの中に、穏やかでどこか懐かしさを感じられる「日本のふるさと」をめざします。

将来ビジョン～めざすべきまちの姿～

日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波

地域に対する誇り、感じる豊かさ、
元気で楽しい雰囲気、町の活気



ひとを呼び込む原動力



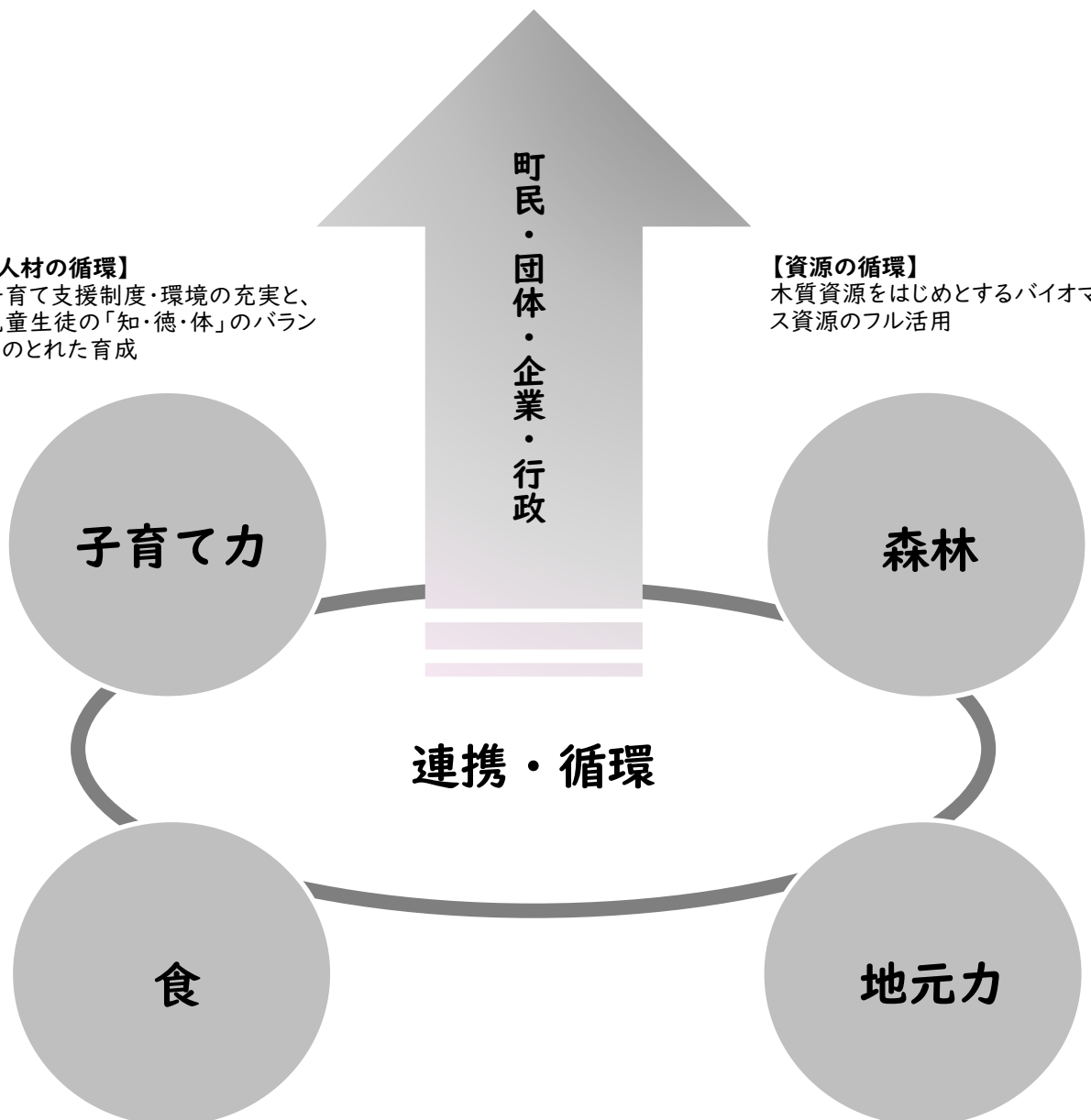
安心と暮らしの豊かさ

【人材の循環】

子育て支援制度・環境の充実と、
児童生徒の「知・徳・体」のバラン
スのとれた育成

【資源の循環】

木質資源をはじめとするバイオマ
ス資源のフル活用



【経済の循環】

丹波ブランドの宝庫「食の京丹波」の戦略的産業づくり

【暮らしの循環】

自助・共助・互助・公助の強固な
連携による安心安全なまち

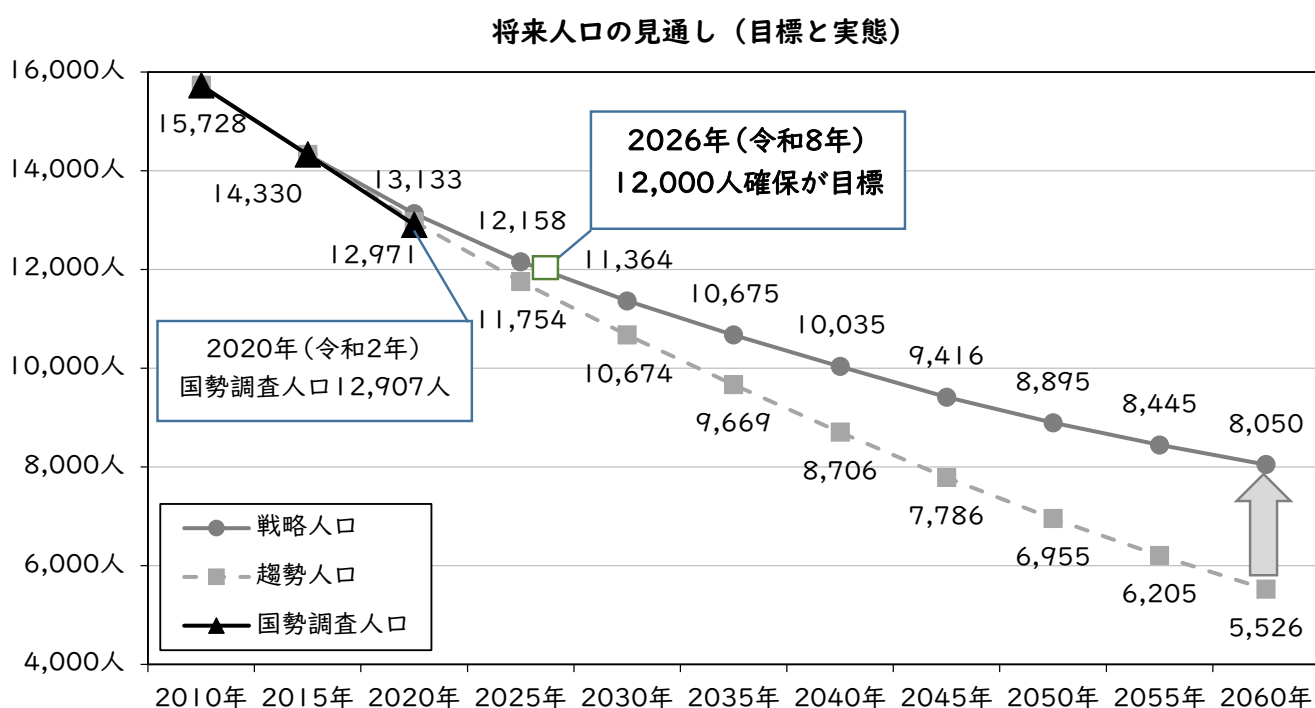
(2) 将来人口フレーム

本町の 2020 年の総人口は 12,907 人と、人口ビジョンで見込んだ戦略人口（目標人口）13,133 人を 200 人程度下回っており、趨勢人口³と概ね同程度の水準で推移しています。

この趨勢人口に基づく将来人口は、2040 年には 8,700 人程度、2060 年には 5,500 人程度まで減少することが見込まれます。

本町の「人口ビジョン（平成 27 年度策定）」では、少子化・高齢化、転出超過といった本町の人口問題に対して、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく取組を進めることにより、2040 年において 10,000 人程度、2060 年において 8,100 人程度の人口規模をめざすこととしています。

この「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と整合性を図り、本計画の施策を推進することにより、計画期間の最終年である 2026 年（令和 8 年）には、12,000 人を確保することを目標とします。



³ 趨勢人口とは、これまでの人口動態が今後も継続することを前提とした将来の人口。

2 施策の体系

第2次京丹波町総合計画は、めざすべきまちの姿である「将来ビジョン」と、その実現に向けた5つの「基本方針」、さらに基本方針に基づく「施策分野群」等で構成されます。

将来ビジョン

基本方針

施策分野群

日本のふるさと。自給自足的循環社会●京丹波

1 地域資源が輝く産業づくり

2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

3 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり

4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり

5 住民主体の魅力あるまちづくり

1 農林水産業（京丹波ブランド戦略）

2 商工業

3 観光交流

4 起業・雇用

5 地域資源活用

6 移住・定住

1 幼児・学校教育

2 子ども・青少年の健全育成

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション

4 人権尊重

5 文化

6 国際・地域間交流

1 医療

2 健康づくり

3 子ども・子育て

4 高齢者福祉

5 障がい者福祉

6 地域福祉

7 防犯・交通安全

8 防災

9 環境保全

10 環境衛生

1 土地利用

2 道路・交通

3 情報通信

4 河川

5 水資源・上水道

6 下水道

7 住宅

1 協働のまちづくり

2 魅力発信（タウンプロモーション）

3 行政運営

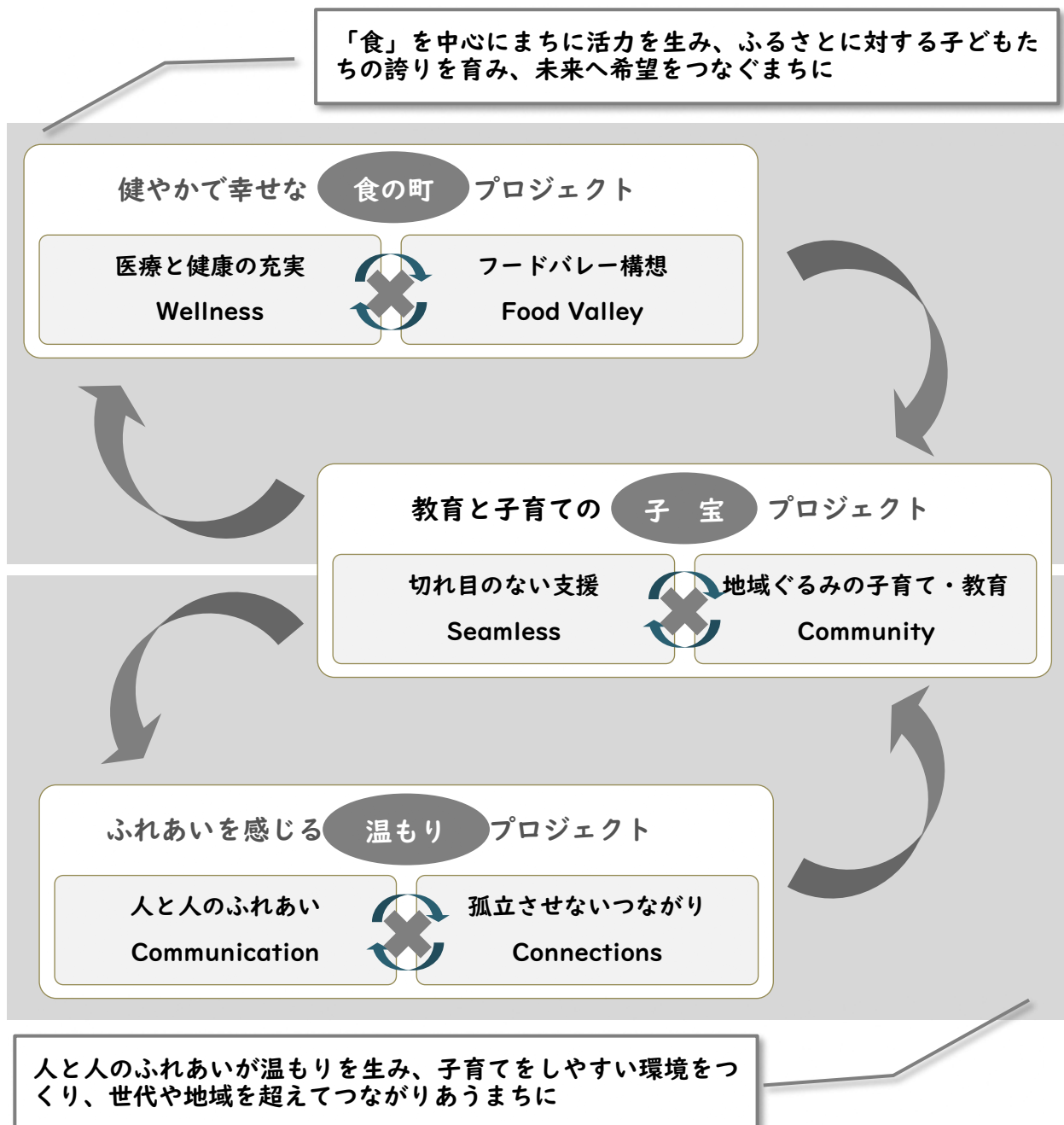
主要プロジェクト

3 主要プロジェクト

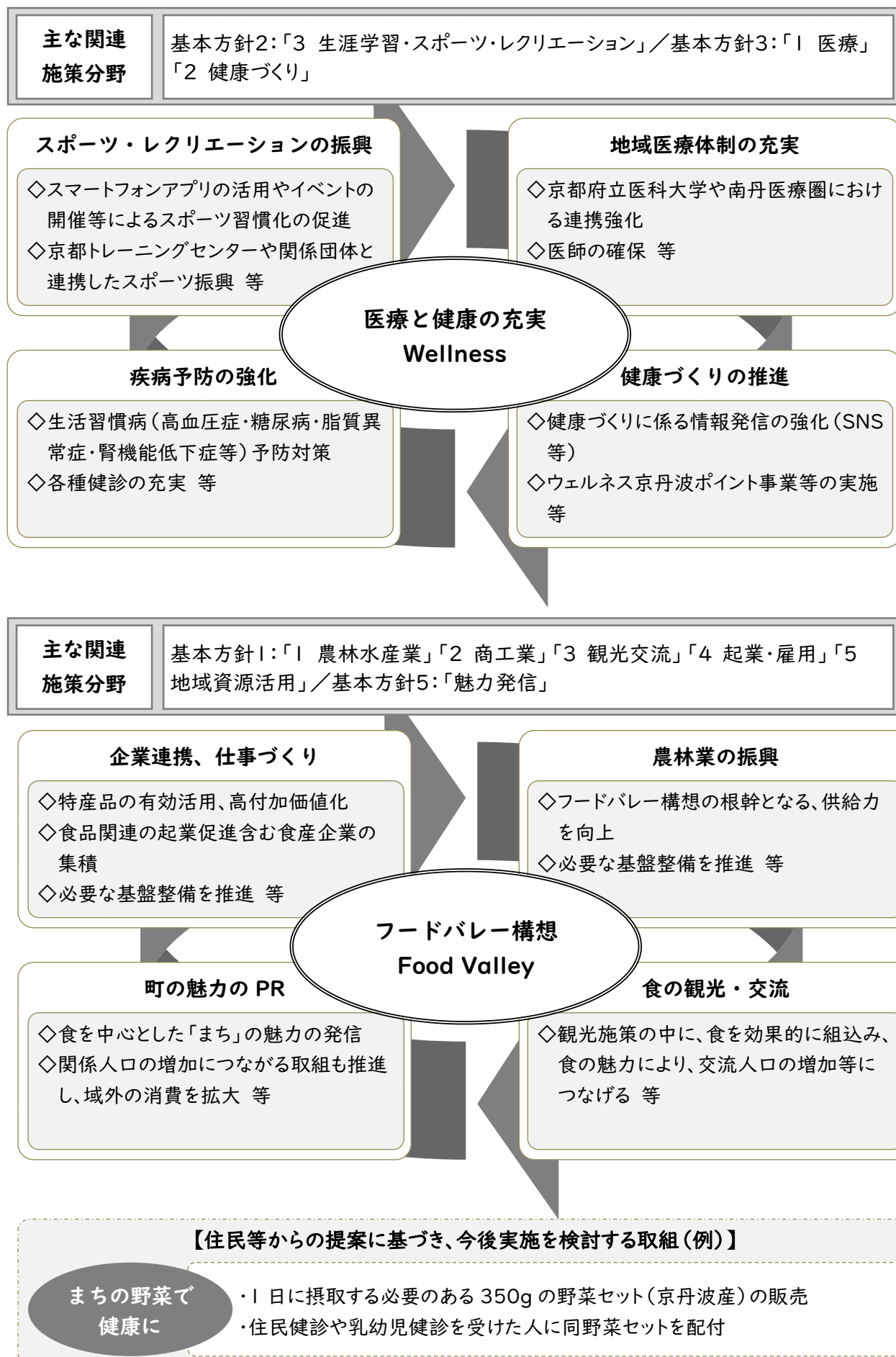
(1) 主要プロジェクトの趣旨

主要プロジェクトは、本計画の将来ビジョンである「日本のふるさと。自給自足的循環社会 ●京丹波」をめざし、計画を明確な方向性を持って戦略的・先導的に進めていくための取組として位置付けます。

(2) 主要プロジェクトの概要



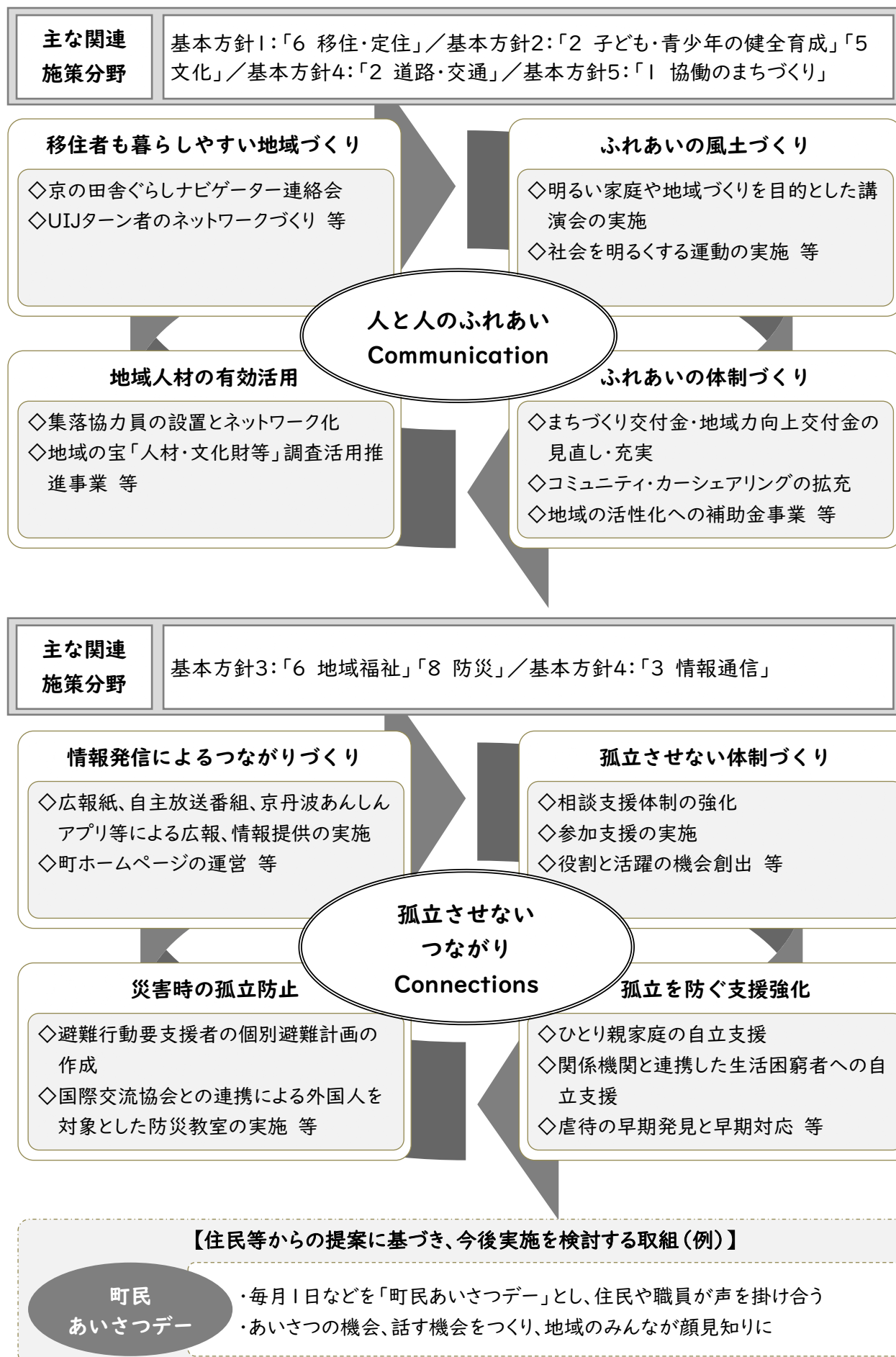
★健やかで幸せな「食の町」プロジェクト



★教育と子育ての「子宝」プロジェクト



★ふれあいを感じる「温もり」プロジェクト



第3章 SDGsの推進

本計画においては、持続可能なまちづくりを進める観点から、国際社会全体の開発目標であるSDGsを踏まえ、5つの基本方針に基づく施策分野ごとに目標指標を設定し、これを達成するための施策を推進するとともに、SDGsの達成につなげます。

5つの基本方針

- 1 地域資源が輝く産業づくり
- 2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり
- 3 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり
- 4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり
- 5 住民主体の魅力あるまちづくり



SDGsとは「Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」の略称で、2015年9月の国連サミットで採択された、国連加盟193か国が2016年～2030年の15年間で達成をめざす国際社会全体の17の開発目標のこと

第Ⅱ部

後期基本計画

【参考】掲載内容の概要

2 商工業



当該の施策分野に関連するSDGsのアイコン

担当課名 商工観光課

1.現状と課題

当該の施策分野の施策の推進を主に担当する担当課名

- 通販等のEC（電子商取引）の普及拡大、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う消費者のライフスタイル・意識の変化、さらに近隣の郊外型大規模店への流出により、本町の商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 高齢者を中心とした買物難民の発生も問題となる中で、令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば中高生や高齢者など幅広い年代で、買い物環境の整備に対するニーズが特に高くなっており、町商工会等との連携による小規模事業者の支援を継続して行う必要があります。
- 本町の地域経済の自立度（地域内経済循環率=64.7%）は低く、他地域から流入する所得に対する依存度が高い状況がみられます。
- 農商工連携や6次産業化、企業間連携等による町内事業者等の活性化と域内経済循環の仕組みづくりにより、一層の地域内消費を促進することが必要となっています。

当該の施策分野の本町の現状と課題

2.目標指標

指標	単位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
地域内経済循環率	%	↑	64.7	75.0
新事業創出企業数	社	↑	6	30
連携マッチング件数	件	↑	9	25
買物支援利用者数	人/週	↑	30(R1)	50

当該の施策分野の施策の達成状況を定量的に評価するための指標と目標値

3.施策の方向

(1) 地域産業の育成

- 地域資源を活用した新事業の創出及び企業間連携や農商工連携、ふるさと納税やECサイト²の構築による販路の拡大等により、製造業等の町内の中小企業の活性化を図ります。
- 国や府の支援制度を活用し、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や支援、新型コロナウイルス感染症対策等により、地元企業の活性化を図ります。

当該の施策分野の目標の実現に向けて、現時点で想定される今後4年間の施策の方向

主な取組	位置付け
地域産業の育成 ・京丹波町産業ネットワーク活動の充実 ・食と農の事業者ネットワークの新たな構築 ・地域商社によるふるさと産品販路開拓支援	重点 (戦略)

施策の方向に関連する主な取組

(2) 中心市街地の活性化

- 商店街等の課題解決を関係者のみで考えるのではなく、産業、保健福祉、教育など、様々な分野の関係機関との連携により課題解決を図り、地域内消費の促進につなげます。

※「まち・ひと・しごと創生総合戦略」関連等、今後4年間の重要な取組に「重点」と記載し、明確化

主な取組	位置付け
中心市街地の活性化 ・地域商店団体等の活性化支援 ・空き店舗を活用した企業受け入れ ・買物支援事業（買物支援車、宅配サービス、出張販売事業等）	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町創業支援事業計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

当該の施策分野と関連する、既存及び策定予定の個別計画

基本方針Ⅰ 地域資源が輝く産業づくり

Ⅰ 農林水産業（京丹波ブランド戦略）



担当課名 農林振興課

Ⅰ.現状と課題

- 本町においては、豊かな自然・水と恵まれた気候を活かして、高原特有の気候風土が育んだ、丹波松茸、丹波くり、丹波黒大豆など全国に知られる丹波ブランドを生み出しており、農林業は本町の基幹産業であるとともに、町独自の「フードバレー構想⁴」実現の基盤となります。
- 令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、本町の豊かな自然環境を活かした農林業は、大きな強みである一方で、担い手不足や耕作放棄地の解消に向けた取組が求められています。
- 実際に、後継者の減少、従事者の高齢化、有害鳥獣による作物被害や耕作放棄地の増加など、本町の農林業を取り巻く状況は厳しさを増しています。
- このため、経営感覚を持った農林業経営者の育成と活躍しやすい環境の整備、消費者のニーズを踏まえた農林産物等の生産・加工・販売の強化と地域ブランド化、先進的な生産技術・施設の導入等に積極的に取り組み、農林業を若い世代が安心して受け継ぐことのできる「産業」として再構築することが必要です。
- 水産業については、内水面漁業⁵が営まれています。河川環境の変化や外来種の繁殖などへの長期的・継続的な対策が必要となっています。

2.目標指標

指 標		単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
農業産出額		千万円	↑	407 (R2)	450
新規就農者数		人	↑	13	30
認定農業者数		人	↑	55	60
遊休農地面積		ha	↑	12.3	6
地元酒米使用数量		kg／年	↑	5,800	6,000
森林経営計画	策定数	計画	↑	68	75
	対象面積	ha	↑	6,864	7,500

⁴ フードバレー構想とは、食に関する調査研究事業や事業者支援・連携の推進により、地場産品の発展を促進し、食の町京丹波町を確立するための構想。

⁵ 内水面漁業とは、河川・池・沼など淡水における漁業のこと。

3. 施策の方向

(1) 農業の振興

- 農業に取り組みやすい環境づくりや基盤整備を行い、有害鳥獣被害による生産意欲の低下を防ぐため有害鳥獣被害防止対策を推進し、町の基幹産業の振興を図ります。
- 担い手対策として、集落営農の組織化、既存組織の強化や**法人化を進める**とともに、機械化の推進や**ドローンなどの新たな技術やICT⁶を活用する**「スマート農業⁷」の導入促進により生産性の向上につなげる等、新規就農者の定着を図るための継続的な支援体制を構築します。
- 本町を代表する特産である丹波黒大豆、小豆、京野菜等についてより一層の生産拡大を図り、ブランド産地の維持・拡大を図ります。
- 売れる米づくりの推進（特別栽培米⁸・酒米・加工米）や農作物を活かした付加価値の高い加工品開発と販売拡充を促進します。
- 本町農業の特色を出すため、メタン発酵⁹で得た熱を施設園芸等に利用するとともに、消化液を液肥として農産物の栽培に利用し、新たな耕畜連携¹⁰の仕組みを構築することにより、有機農業等を推進します。
- ゆとりや安らぎを与える農村環境を守り農業生産に転換していくため、地域ぐるみ、農業者ぐるみの営農活動を支援します。

主な取組		位置付け
① 農業振興に関する各種計画の策定	・京丹波町農業振興地域整備計画の見直し ・農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の推進	重点 (戦略)
② 環境づくり、基盤整備	・農業水路等長寿命化・防災減災事業 ・有害鳥獣捕獲事業 ・有害鳥獣被害防止施設設置事業 ・新規狩猟免許取得支援事業	重点 (戦略)
③ 農業の担い手対策	・新規就農育成事業 ・水田農業構造改革対策助成 ・認定農業者の育成	重点 (戦略)
④ 畜産の振興	・堆肥センター処理機能の充実 ・堆肥の利用拡大と円滑な運搬、散布作業の推進強化 ・メタンガス発酵施設の整備と液肥や熱の利用による耕畜連携の仕組みづくり ・畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター ¹¹ 事業） ・家畜伝染病予防対策事業	重点 (戦略)

⁶ ICT(Information and Communication Technology)は、情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

⁷ スマート農業とは、ロボット技術やICTを活用して超省力・高品質生産を実現する新たな農業のこと。

⁸ 特別栽培米とは、地域の慣行レベル（各地域の慣行的に行われている節減対象農薬及び化学肥料の使用状況）に比べて、節減対象農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された米。

⁹ メタン発酵とは、畜産系のし尿等の廃棄物を利用してエネルギーと肥料を作る仕組みのこと。

¹⁰ 耕畜連携とは、コメや野菜等を生産している耕種農家へ畜産農家から堆肥や液肥を供給したり、逆に転作田等で飼料作物を生産し、畜産農家の家畜の飼料として供給する等、耕種サイドと畜産サイドの連携を図ること。

¹¹ 畜産クラスターとは、畜産農家をはじめ、地域の関係者が連携し、クラスター（ぶどうの房）のように一体的に結集することで、地域ぐるみで高収益型の畜産を実現するための体制のこと

⑤農地の保全	・農地利用最適化推進事業 ・農業公社との連携 ・中山間地域等直接支払制度の活用 ・多面的機能支払制度の活用	重点 (戦略)
⑥生産振興、利用促進	・関係機関と連携した良食味米生産技術の向上と普及 ・「京丹波の米で、京丹波の酒を」をめざした新たな商品開発と販売拡充 ・米生産農家による酒米や加工用米の生産推進	重点 (戦略)

(2) 林業の振興

- 豊かな森林資源を活用した林業を推進するために、森林資源量解析システム¹²を利用した計画的な森林整備が図られるよう、林業従事者等が森林経営計画を策定しやすい環境を整えます。
- 林業就業者の受け入れ先となる森林組合等の経営基盤の強化を図り、U I J ターン¹³者を含む町内の若者等を中心に、**地元の林業大学校とも連携し、担い手の育成を図ります。**
- 利用期を迎えた森林が増加する中で、新たな木材需要の創出や町内産材の安定供給体制の構築により、林業の成長産業化をめざします。
- 航空レーザー測量の成果を活用した、適切、かつ、採算性の高い主伐と再造林を継続的に行うことで、**森林の持つ**多面的機能を持続的に発揮する森林管理を可能にするとともに、**伐採**により生じている未利用材等については木質バイオマス¹⁴に利用する等、森林資源を循環利用し、将来にわたって豊かな森林の**造成を図り、また、森林造成の基盤**となる林道の開設や維持管理を進めます。
- 適切な森林管理が行われていない森林については、所有者への意向調査を行い、**調査結果に基づき、活用や保全を行います。**

主な取組		位置付け
①林業振興に関する各種計画の策定	・京丹波町森林整備計画の改正 ・京丹波町森づくり計画の作成	
②森林整備	・公有林整備事業 ・緑の公共事業（森林適正整備推進事業） ・森林経営管理事業 ・天然林整備事業	
③特用林産振興	・丹波くり振興事業（生産振興の強化） ・丹波まつたけ振興事業（松くい虫防除事業）	重点 (その他)
④林業の担い手対策	・林業労働者新共済事業 ・森林組合作業班員育成事業 ・山林作業共済補助事業 ・緑の担い手対策事業	重点 (戦略)

¹² 森林資源量解析システムとは、航空写真とレーザー測量を組み合わせた航空測量技術を用いて、精度の高い森林資源情報（樹種、樹高、立木本数、蓄積量等）を取得することが可能なシステムのこと。

¹³ UIJターンとは、大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。

¹⁴ バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す概念で、一般的には「再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもの」を指す。

⑤京丹波町産木材活用促進事業	・京丹波町産材利用促進事業 ・町有施設の木造化、木質化の推進 ・間伐材流通支援事業 ・森林資源循環利用促進事業 ・木質バイオマスによる熱供給事業	重点 (戦略)
⑥林業生産基盤の整備、緑化推進	・丹波広域基幹林道維持管理事業（委託業務、維持修繕工事等）	

（３）水産業の振興

○河川水質の保全・向上を図り、内水面漁業環境を守るとともに水産資源を育成します。

○地元水産物の振興を図り、府事業を活用したアユのくみ上げ、漁場クリーンアップ等地域での取組を推進します。

主な取組		位置付け
水産業の振興	・アユ、アマゴ等の種苗（稚魚）放流事業 ・漁場クリーンアップ事業	

【関連個別計画】

- ◇農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- ◇京丹波町農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画
- ◇京丹波町鳥獣被害防止計画
- ◇京丹波町アライグマ防除実施計画
- ◇京丹波町ヌートリア防除実施計画
- ◇京丹波町森づくり計画
- ◇京丹波町公共建築物における木材利用の促進に関する方針
- ◇京丹波町農業振興地域整備計画
- ◇京丹波町森林整備計画
- ◇第２期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 商工業



担当課名 商工観光課

1.現状と課題

- 通販等のEC（電子商取引）の普及拡大、新型コロナウイルス感染症の影響等に伴う消費者のライフスタイル・意識の変化、さらに近隣の郊外型大規模店への流出により、本町の商業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 高齢者を中心とした買物難民の発生も問題となる中で、令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば中高生や高齢者など幅広い年代で、買物環境の整備に対するニーズが特に高くなっており、町商工会等との連携による小規模事業者の支援を継続して行う必要があります。
- 本町の地域経済の自立度（地域内経済循環率＝64.7%）は低く、他地域から流入する所得に対する依存度が高い状況がみられます。
- 農商工連携や6次産業¹⁵化、企業間連携等による町内事業者等の活性化と域内経済循環の仕組みづくりにより、一層の地域内消費を促進することが必要となっています。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
地域内経済循環率	%	↑	64.7	75.0
新事業創出企業数	社	↑	6	30
連携マッチング件数	件	↑	9	25
買物 ^{バス} 利用者数	人／週	↑	30(R1)	50

3.施策の方向

（1）地域産業の育成

- 地域資源を活用した新事業の創出及び企業間連携や農商工連携、ふるさと納税やECサイト¹⁶の構築による販路の拡大等により、製造業等の町内の中小企業の活性化を図ります。
- 国や府の支援制度を活用し、商工会と連携した小規模商工業者等の育成や支援、新型コロナウイルス感染症対策等により、地元企業の活性化を図ります。

¹⁵ 6次産業とは、当初は、農業や水産業などの第1次産業が食品加工、流通販売にも業務展開している経営形態を表していたが、現在は地域でそれぞれの産業が連携（1次×2次×3次）して取り組む形態も含んでいる。

¹⁶ ECサイトとは、インターネットを通じて行われるモノやサービスの売買を提供するWebサイトの通称。

主な取組		位置付け
地域産業の育成	・京丹波町産業ネットワーク活動の充実 ・食と農の事業者ネットワークの新たな構築 ・地域商社によるふるさと産品販路開拓支援	重点 (戦略)

(2) 中心市街地の活性化

○商店街等の課題解決を関係者のみで考えるのではなく、産業、保健福祉、教育など、様々な分野の関係機関との連携により課題解決を図り、地域内消費の促進につなげます。

主な取組		位置付け
中心市街地の活性化	・地域商店団体等の活性化支援 ・空き店舗を活用した企業受け入れ ・買物支援事業(買物支援車、宅配サービス、出張販売事業等)	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町創業支援事業計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 観光交流



担当課名 商工観光課、和知支所、土木建築課

1. 現状と課題

- 本町を含む京都府中部の6市町（亀岡市・南丹市・京丹波町・福知山市・綾部市・京都市右京区京北）は「森の京都エリア」として、新たな観光交流や森林資源を活用した誘客などの取組を進めています。
- 平成28年3月には本町の長老ヶ岳周辺などが「京都丹波高原国定公園」として指定を受け、京都縦貫自動車道の全線開通でこのエリアへのアクセスが飛躍的に向上しました。
- 今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、インバウンド¹⁷需要等が大きく縮小するといったマイナス面の影響がある一方で、3密の回避を求めてアウトドア等の需要は高まっており、本町の豊かな森林資源等を活かしたツーリズムの展開がさらに重要になります。
- 本町に建設されたホテルフェアフィールド・バイ・マリオット・京都京丹波を拠点とした交流造成につなげる等、今後はさらなるにぎわいづくりや交流人口・関係人口の増加に向けた仕組みづくりを多角的に進める必要があります。
- 交流促進に向けた畑川ダム周辺整備は、ダム湖畔部の広大な敷地を利用した計画であり、初期投資費用及び維持管理を含めた長期継続的な運営が求められます。

2. 目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
交流人口	万人／年	↑	341	500
インバウンド観光客数	人／年	↑	137	1,500
ロケ誘致数	件	↑	16	22
ファンクラブ会員数	人	↑	200	500
体験メニュー受け入れ先件数	件／年	↑	0	20

3. 施策の方向

（1）観光資源の発掘・整備

- フードバレー&ウェルネスタウン構想¹⁸による観光施策を推進します。
- 水辺環境や、雑木林を活かし、地域の子どもや高齢者から都市住民まで幅広い層が利用できるスポーツ&ウェルネス観光の場を創出します。

¹⁷ インバウンドとは、海外から日本へ来る観光客のこと。

¹⁸ ウェルネスタウン構想とは、住民が「健幸」に暮らすために、調査研究事業や新規事業を推進するための構想。

- 長老ヶ岳の登山者など観光客にとって、観光ガイド、駐車場、トイレ、道路など利用しやすい施設整備を行います。
- ホテルフェアフィールド・バイ・マリオット・京都京丹波とともに誘客コンテンツの造成を進めます。
- 京丹波ファンクラブを充実させ、京丹波町に愛着を持つ人を増やし、将来のガイド等人材を増やします。

主な取組		位置付け
観光資源の発掘・整備	・フードバレー&スポーツ&ウェルネス観光の推進 ・京丹波ファンクラブの充実 ・マリオットホテルを拠点としたツアーメニューの造成 ・里山景観を活用した周遊観光の造成 ・森の京都DMO事業¹⁹の推進	重点 (戦略)

(2) 産業等連携による観光交流の推進

- 農園利用及び子どもから大人までが楽しめる幅広い農業体験等のメニューを造成・充実し、新規就農者の地域定着につなげます。
- SDGsの達成へ向けた施策の一環として、社会貢献型インターンシップ²⁰「クラダシチャレンジ²¹」等によりフードロス²²削減と地域活性化の連携協定に基づく取組を進め、関係人口の拡大につなげます。
- 森林・林業をツーリズム化する「OpenForestry 丹波林プログラム」構想を推進します。
- 地域景観等を新たな資源と捉えて、観光ツアーに活用したり、京丹波ロケーションオフィスとともにロケ地誘致をすることで、交流人口の増加、新たな雇用の創出、地元食材を活用したロケ弁当など地域経済への波及を生み出します。

主な取組		位置付け
産業等連携による観光交流の推進	・農業体験、農家民泊、体験メニューの造成 ・農園利用から始める新規就農システムの構築 ・クラダシチャレンジの取組による関係人口の増加 ・「丹波林プログラム」による森林、林業ツーリズム造成 ・京丹波映画の里づくりプロジェクト(映画ロケ誘致事業)	重点 (戦略)

¹⁹ 森の京都DMO事業とは、府中部地域の森をテーマに、観光地域づくりの中核・舵取り組織、地域商社として、交流人口を拡大させ、地域の稼ぐ力を創出する事業。

²⁰ インターンシップとは、学生が社会に出る前に、仕事を体験する制度のこと。

²¹ クラダシチャレンジとは、地方創生やフードロス問題に興味がある学生が、人手不足の地域や農家のもとへ訪れ、未収穫の一次産品の収穫をはじめとした農業体験により、フードロス削減をめざす活動のこと。

²² フードロスとは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。

(3) 交流拠点の整備・充実

- 町内道の駅4施設を活用し、施設と仕組みを充実することで着地型観光²³の連携拠点とします。
- 朝市等を通じた都市交流事業を進めるため、出品者数や品目の増加に向けた取組を行います。
- 外国人観光客向けの多言語表示及び情報発信機能の整備、サポーターの育成を進め、アフターコロナのインバウンドにも対応していきます。
- 畑川ダム周辺の水辺環境を活かし、町内の住民をはじめ、多方面の来訪者との交流を図るため、多目的に活用できる芝生広場を中心とした整備に合わせ、他事業の立地も視野に入れた周辺整備を進めます。

主な取組		位置付け
交流拠点の整備・充実	・町内道の駅4施設の充実強化と連携推進 ・町内周遊ルートの作成と移動手段の整備(デマンド型²⁴等) ・着地型観光の連携強化 ・ウェルカムサポーター²⁵の養成と活用、多言語表示の整備 ・情報発信機能の整備 ・畑川ダム周辺整備事業 ・わち地域交流拠点施設の活用促進に向けた施設整備及び維持管理の実施	重点 (戦略)

(4) 情報発信・宣伝の強化

- より多くの観光客に、京丹波町の魅力を体験・体感してもらうことにより、京丹波町をPRし交流人口の増加に努めていきます。

主な取組		位置付け
情報発信・宣伝の強化	・モニターツアー²⁶の実施 ・ファムトリップ²⁷の実施 ・インターネット販売の強化 ・各種SNS²⁸等を活用した情報発信の強化 ・フードバレー構想の推進(政策間連携)	重点 (その他)

【関連個別計画】

◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

²³ 着地型観光とは、旅行者を受け入れる地域(着地)側がその地域でのおすすめ観光資源を基にした観光商品や体験プログラムを企画・運営する形態のこと。

²⁴ デマンド型とは、利用者の予約に応じる形で、運行経路や運行スケジュールをそれに合わせて運行する地域公共交通のこと。

²⁵ ウェルカムサポーターとは、地域でしか味わえない『着地型観光』の推進や外国人観光客との交流を通じた異文化への理解、ふるさとの魅力を再発見していただくこと等を目的とした旅のガイドのこと。

²⁶ モニターツアーとは、モニター依頼者が旅行費用の一部を負担することを条件に、一般のモニターを募集し、旅行内容などについての調査報告をしてもらう旅行の形態のこと。

²⁷ ファムトリップとは、観光地などの誘客促進のため、旅行環境事業者を対象に現地視察をしてもらうツアーのこと。

²⁸ SNS(Social Networking Service)とは、ネット上で社会的なつながりを持つことができるサービスのこと。

4 起業・雇用



担当課名 商工観光課

1. 現状と課題

- 企業誘致は、地域経済の活性化と雇用の場の確保を図る有効な手段であり、より一層推進していく必要がある中で、近年、国内外では工場の再編統合や海外への生産拠点を移設など、製造業の誘致を巡る情勢は厳しさを増しています。また、生産年齢人口の減少等により企業側では労働力の確保が難しい状況もみられます。
- 令和3年度に実施した住民アンケート調査における32のまちづくり分野の重要度・満足度の分析について、「起業・雇用」は重要度が高い一方で満足度は若い世代を中心に低くなっています。
- 本町の豊かな地域資源を活用した農商工連携、6次産業化等による新たな産業立地及び新事業創出、起業支援等を行うことにより、地域経済の好循環を生み出す必要があります。
- また、新たな就労の場の創出や産学連携等による町内雇用の創出等により、将来を担う人材定着の好循環にもつなげていく必要があります。

2. 目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
起業件数	件	↑	38	50
企業誘致件数(設備拡張等含む)	件	↑	17	20
新規雇用者数	人	↑	20(R2)	50

3. 施策の方向

(1) 起業・創業支援の推進

- 地域資源を活用した起業やベンチャービジネス²⁹の創出を支援し、地域産業の活性化(所得の向上など)及び雇用機会の創出を図り、人材の地域定着につなげます。

主な取組		位置付け
起業・創業支援の推進	・京丹波町創業支援ネットワークによる起業支援(伴走支援) ・地域商社事業の推進及び食や農の起業(地域ビジネス)支援 ・デジタルマーケティング³⁰(EC、クラウドファンディング³¹等)支援 ・産学連携によるキャリアアップ支援	重点 (戦略)

²⁹ ベンチャービジネスとは、新しい技術や高度な知識を活用して、創造的・革新的な経営を展開すること。

³⁰ デジタルマーケティングとは、インターネットやIT技術を用いたマーケティング手法の総称。

³¹ クラウドファンディングとは、プロジェクトを立ち上げた人や法人に対し、不特定多数の人が、購入・寄付・金融といった形態で資金を供与する仕組みのこと。

(2) 企業誘致の推進

○食・農・森林関連など地域の風土や資源に立脚した企業や、本町の基幹産業の補強につながる企業の誘致を行い、農林業の振興及び雇用機会の創出を図り、人材の地域定着につなげます。

主な取組		位置付け
企業誘致の推進	・京都府や金融機関等と連携した情報収集、企業訪問活動 ・京丹波町産業ネットワーク事業による町内企業等のフォローアップ ・町内企業等の設備拡張支援 ・町企業立地奨励金、雇用促進奨励金による支援 ・フードバレー構想の推進（政策間連携） ・サテライトオフィスの開設と誘致	重点 (戦略)

【関連個別計画】

- ◇京丹波町創業支援事業計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

5 地域資源活用



担当課名 農林振興課、商工観光課

1.現状と課題

- 本町の約 83%を占める森林は、木材生産のほかにマツタケ、シメジ、クリ等の特用林産物の生産の場として、産業構造上でも重要な役割を果たしています。しかしながら、林業は、長期的な採算性の悪化、森林所有者の経営意欲の低下、高齢化、担い手不足など厳しい状況に置かれています。また、酪農が盛んな本町では、年間およそ2万トンの乳用牛ふん尿が発生し、これらはすべて堆肥化されていますが、全体的に余剰気味になっています。
- このため、これまで利用されてこなかったものや廃棄されていたものを「資源」と捉え、有効活用する必要があります。
- また、農産物なども観光資源として有効活用させ、京丹波町で「食べる、買う、体験する」の三要素を構築し、『フードバレー構想』による地域経済の活性化を図ることが重要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
バイオマス関連事業(林業・木材産業含む)による新規雇用者数	人	↑	2	11
新商品開発数	—	↑	1	5
ふるさと応援寄附金申込件数	件	↑	7,520	15,000

3.施策の方向

(1) バイオマス産業都市の推進

- 平成28年7月に策定した「京丹波町バイオマス産業都市構想」に基づき、本町に豊富に存在する森林資源と畜産バイオマスをフル活用することにより、地域内で資源と経済が循環する仕組みを構築して、林業・農業・畜産業の活性化、新産業や雇用の創出などを図ります。
- 基幹産業の林業を活性化するため、①町内産材の活用(建材、家具などの需要の喚起)、②林業生産力の向上(低コストで効率的な木材生産)、③林地残材の活用(エネルギー利用、新たなマテリアル利用³²)、に総合的に取り組むことにより、森林資源をフル活用する体制を構築します。
- 乳用牛ふん尿の新たな活用方法として、メタン発酵によるエネルギー化に取り組み、メタン発酵で得た熱を施設園芸等に利用します。
- 消化液を液肥として飼料用作物、食用米、野菜などの栽培に利用することにより、新たな耕畜連携の仕組みを構築し、有機農業等を推進します。

³² マテリアル利用とは、バイオマスを原材料として利用すること。

主な取組		位置付け
バイオマス産業都市の推進	・森林資源のフル活用プロジェクト（森林資源を根元から梢までフル活用する体制の構築） ・食と農とエネルギーの循環利用プロジェクト（メタン発酵によるエネルギー化、熱や消化液の利用による耕畜連携）	重点（戦略）

（２）食の郷●京丹波の推進

- 農産物直売所の販売設備整備の支援を行います。
- 「地域商社京丹波」の運営強化により、町内産農産物等のブランド拡大を図るとともに、ふるさと応援寄附金やECサイト等による販路拡大等を進めます。また、新たな特産品の開発及び食のイベントを開催し、京丹波町の最大の魅力である「食」を積極的にPRしていきます。
- 農業体験をはじめ、食で地域とつながった関係人口等が、担い手として地域で活躍できる仕組みづくりを行います。

主な取組		位置付け
食の郷●京丹波の推進（フードバレー構想）	・京丹波まるごと観光フードツーリズム推進プロジェクト事業 ●京野菜ブランド拡大・強化事業 ●新商品開発 ●食のイベント開催によるPR ●料理体験プログラム構築 ●そば打ち指導者育成講習会 等 ●地域ブランドの強化と定着（認証制度の普及） ●フードサミットを通じた食のまちのブランディング ●農業体験の開催や農業が学べる学校の開設	重点（戦略）

【関連個別計画】

- ◇京丹波町地球温暖化対策実行計画
- ◇京丹波町バイオマス産業都市構想
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

6 移住・定住



担当課名 企画情報課、和知支所

1.現状と課題

- 令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、全体的には住民の定住意向や、京丹波町に対する愛着度は高まっている傾向がみられる一方で、若い世代の定住意向は低く、若い世代を中心に転出者が転入者を上回る社会減が継続している状況です。
- とりわけ、過疎化・高齢化が進む農山村地域では、地域の共同活動など集落機能を担う人材の不足が深刻化しており、地域住民が協働して課題解決に取り組む力を将来にわたって維持継続させることが困難になりつつあります。
- そのため、農山村地域への関心が高い住民の移住や若年層の定住を推進するため、町の住み心地度を高め、住み続けたいと思えるまちづくりを進めることが重要。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
社会増減数(転入者数-転出者数) ※外国人を含む	人/年	↑	-76	-30
空き家バンクを利用した移住・定住者	人/年	↑	14	40
空き家バンク成約済件数	件/年	↑	10	15
定住支援住宅整備	戸	↑	0	2

3.施策の方向

(1) 移住・定住希望者への支援強化

- 「都市近郊の純田舎」という本町の地理的・景観的な強みを活かし、定住のために魅力ある情報発信に努めるとともに、UIJターン者に必要な「居住・就労・教育(子育て)」といった一元的な相談の提供を図ります。
- 「移住・定住者は地域の担い手」という先入観を持たない地域の態勢について、住民自治組織や区長会等と一体的に検討し、地域へのひとの流れと受け入れ態勢の仕組みづくりを進めます。
- 京の田舎ぐらしナビゲーター³³と行政の間で、移住者の情報やニーズなどを共有し、移住者に必要な支援が行えるよう、連携を強化します。
- 京阪神までの通勤、通学可能圏域として、定住や転出抑制につながる支援策の検討を進めます。

³³ 京の田舎ぐらしナビゲーターとは、移住希望者に農山漁村の暮らしに関する情報を提供するとともに、移住後の地域に円滑に溶け込んでいただくため、アドバイスをを行う人のこと。市町村長の推薦に基づき京都府知事が認定している。

○全国的に「ふるさとがない」と感じる割合が増加傾向にある中、一人ひとりが思う「ふるさとづくり」を進め、まち全体の景観形成を図ります。

主な取組		位置付け
移住・定住希望者への支援強化	・移住定住情報の一元的な収集と発信（ホームページ等の充実） ・移住定住相談窓口のワンストップ化（専門職員の配置等） ・集落協力員の設置とネットワーク化（定期的な情報交換） ・京の田舎ぐらしナビゲーター連絡会（定期的な情報共有） ・UIJターン者のネットワークづくり ・広域連携による京都丹波移住定住プロジェクトの推進 ・民間事業者、NPO³⁴等との連携事業 ・移住促進事業等による支援 ・移住コンシェルジュ³⁵と連携した移住相談会の実施	重点 (戦略)

（２）移住・定住希望者への住まいの確保（空き家の利活用）

○「空き家情報バンク制度」の充実を図るとともに、定住に向けた支援や定住しやすい環境を整えます。また、地域の情報発信を進めるとともに、町内宿泊施設等における短期滞在を促進し、移住につなげます。

○国や京都府の制度との連携を図りながら、土地や住居など住まいの確保に関する京丹波町における独自策を「短期的・中期的・長期的」に検討し、年次的に進めます。

主な取組		位置付け
移住・定住希望者への住まいの確保 (空き家の利活用)	・空き家バンク制度の見直しと充実 ・農家民宿による体験プログラムの実施 ・空き家活用による改修支援の充実（国・府制度との連携） ・定住支援住宅整備（空き家等の借り上げ制度構築） ・移住希望者の一時受け入れ（移住体験）、空き家を利用した移住者の受け入れ	重点 (戦略)

【関連個別計画】

◇第２期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

³⁴ NPO（Non-Profit Organization）とは、政府・自治体・私企業とは独立した存在として、民間や住民の手によって構成された、利益を追求することを主目的としない社会貢献や慈善活動を行う活動組織のこと。

³⁵ 移住コンシェルジュとは、移住・地域居住者が地域に溶け込むために、あらかじめ登録した支援を無償で行う窓口のこと。

基本方針2 地域総がかりで育む子育てからひとづくり

I 幼児・学校教育



担当課名 学校教育課、子育て支援課、健康推進課、福祉支援課、企画情報課

1.現状と課題

- 子どもたちの「生きる力」を育むためには、豊かな人間性、健やかな体、確かな学力をバランスよく育むことが必要です。
- 就学前教育においては、教育・保育の方針統一（H30）を踏まえた就学前教育の充実（学校教育との連携強化）が求められます。また、幼児教育・保育の無償化制度以降、乳児（0歳児～2歳児）の施設利用者数が増加傾向であり、保育人材の安定した確保が必要です。
- また、令和3年度に実施した中学生・高校生のアンケート調査によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い困っていることとして「学校のイベント等が中止、延期」の回答が5割を超える等、学校教育においても様々な影響を及ぼしていることが分かります。
- こうした状況を踏まえ、学校教育においては、保護者や地域と連携し、子どもたちに学ぶ意欲と確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康や体力、社会性や集団性を育む学校教育を推進していくことが求められています。そのために、安全で快適な教育環境を確保する必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
学校に行くのが楽しい児童・生徒の割合等 (※全国学力・学習状況調査結果)	%	↑	78.2	85.0
子育て世帯数	世帯	↑	290(R2)	320
福祉活動の中高校生体験者数	人	↑	1	2

3.施策の方向

(1) 教育環境の整備

- すべての子どもに対し、平等な条件のもと「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートできる体制をつくり、質の高い学力を育む環境づくりを進めます。
- 児童・生徒が世代を超えてより良い関係性を育むことのできるように、**幼保連携型**認定こども園と小・中学校、高等学校が連携して取り組みます。
- 町立小・中学校に通学する児童・生徒に対し、支援体制づくりと教育の推進に取り組みます。
- 児童・生徒が一日の大半を過ごす場である教育施設の安全で快適な環境の整備を進めます。

主な取組		位置付け
①就学前教育・保育環境の充実	・幼保連携型認定こども園の保育・教育内容の充実 ・幼保連携型認定こども園と小学校教育のスムーズな交流・連携（アプローチカリキュラム³⁶とスタートカリキュラム³⁷の整合） ・保育人材確保対策（保育教諭等奨学金返還支援の実施、養成校との連携）	重点 (その他)
②教育環境の整備	・思春期サポート事業の拡充 ・学校施設の老朽化に対応した計画的な施設改修と設備更新 ・関係機関と連携した通学路等安全対策の実施 ・個々の特性に対応した特別支援教育の充実 ・いじめや体罰を許さない人権教育の推進 ・小・中学校と須知高等学校との連携事業の促進 ・適切な指導体系の確立と教育相談の充実 ・発達支援事業の充実 ・新型コロナウイルス感染症対策を教訓にした感染症対策の推進	重点 (コロナ)

(2) 教育内容の充実

- 児童・生徒に確かな学力、豊かな人間性、健やかな体といった知、徳、体のバランスのとれた「生きる力」の育成に一層努めます。そのためにも、計画的、組織的な研修を通して教職員一人ひとりの資質向上を図ります。
- 認知能力と非認知能力を一体的に育む教育の展開や、ユニバーサルデザイン³⁸の視点に立った学習支援の充実を図り、ICTの積極的な活用に取り組みます。
- 学校と家庭が連携を図り、食の宝庫としての町の特色を活かした食育の推進を図り、安心安全で栄養バランスに配慮した給食の提供に努めます。
- 地域とともにある学校づくりをめざし、人への思いやり、豊かな感性、道徳性の育成に努めます。
- 地域活動や福祉体験活動など、子どもたちの豊かな人間性を育む機会の提供に努めます。
- 森林環境教育の実施など、町の状況や魅力を学ぶ教育に取り組めます。**

主な取組		位置付け
①子どもの健やかな成長を支える教育の推進	・就学前の保育・教育の充実 ・子どもの確かな学力の定着と向上 ・ふるさとを愛し、豊かな心と体を育む教育の推進 ・差別を許さず一人ひとりの尊厳を大切にする人権教育の推進 ・個々の教育的ニーズに応じた特別支援教育の推進 ・社会福祉体験学習の実施（社会福祉施設等での職場体験学習）	

³⁶ アプローチカリキュラムとは、小学校の生活や学びにつながるように工夫された教育課程のこと。

³⁷ スタートカリキュラムとは、小学校に入学した子どもたちが小学校に慣れることができるようにするための、教育課程のこと。

³⁸ ユニバーサルデザインとは「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいなどにかかわらず、あらゆる人が利用しやすいように製品や都市環境・生活環境などをデザインするという考え方。

②質の高い学力を育てる環境づくりの推進	・教職員の資質や指導力の向上 ・地域に開かれた学校づくり ・安心安全な教育環境の整備 ・適切な教育環境の整備	
③食の宝庫としての特色を活かした食育の推進	・各校園等で食育を基盤とした特色ある取組の推進 ・家庭における食育の充実 ・ふるさとの食材を活かした食育の推進 ・食文化の理解と継承	重点 (戦略)
④社会福祉施設における職場体験学習の実施	・新型コロナウイルス感染症の影響を受けない職場体験学習や社会福祉施設の訪問(リモート)などの実施	重点 (コロナ)

(3) 家庭・地域教育の充実

○コミュニティづくりや地域と連携した人材育成を図るなど、学校・家庭・地域連携による子育てを推進します。

○まちを支える人材を地域全体で育てる視点のもと、町内の**幼保連携型認定こども園と小・中学校、高等学校**の強固な連携により、地域学の創出に向けた支援の充実をめざします。

主な取組		位置付け
① 幼保連携型 認定こども園を中心とした地域との連携	・3地区の幼保連携型認定こども園、京丹波町子育て支援センターの連携により、地域の伝統行事や地域交流を就学前教育・保育に取り入れる。	重点 (その他)
②学校・家庭・地域連携による子育ての推進	・家庭の教育力の向上 ・教育を支えるコミュニティづくりと地域の教育力の向上(「京丹波町版コミュニティスクール」の推進) ・青少年の健全育成 ・地域と連携した人材育成	
③家庭・地域教育の充実	・児童・生徒と地域との交流事業の推進 ・家庭教育に関するサポート体制の充実 ・学校、地域連携による「明日を拓く教育推進事業」 ・地域社会の力を活かした学校支援活動の充実 ・地域人材、地域教材を活用した活動の充実 ・須知高校教育振興対策交付金制度等による活性化	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町教育振興基本計画
- ◇京丹波町学校施設長寿命化計画
- ◇第二期京丹波町子ども・子育て支援事業計画
- ◇第2次京丹波町食育推進計画
- ◇京丹波町いじめ防止基本方針
- ◇京丹波町健康増進計画(第2次)
- ◇京丹波町地域福祉計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 子ども・青少年の健全育成



担当課名 社会教育課、住民課

1.現状と課題

- 少子化、核家族化の進行により生活様式や意識が変化し、地域社会の人間関係も希薄化しています。さらに、近年、子どもや青少年を取り巻く状況は、いじめや不登校、スマートフォン等を用いたSNSなどへの過度の依存など多岐にわたった問題が生じており、こうした社会生活を営む上での課題解決への対応が求められています。
- 令和3年度に実施した中学生・高校生のアンケート調査によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い変化したこととして、「外出の機会が減少」する一方で、「パソコンやタブレット、スマートフォンの画面を見る機会や時間が増加」している状況がみられます。
- こうした状況も踏まえ、地域や社会全体で子どもや青少年の成長を支え、見守り続ける視点が必要になっています。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
スマートフォンやコンピュータの使い方について 家の人と約束したことを守っている生徒の割合 (※全国学力・学習状況調査)	%	↑	64.7	75.0
地域学校協働活動実施校数	校	→	5	5
スポーツ少年団研修会実施数	回	↑	3	4
社会を明るくする運動実施箇所数	箇所	↑	61 (R2)	70

3.施策の方向

(1) 健全育成のための風土づくり

- 子どもや青少年の健全育成に向けて、地域における社会環境の健全化を推進するとともに、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える見守りを推進していきます。
- ふるさとを愛し、豊かな心と体を育む教育の推進に努めます。

主な取組		位置付け
健全育成のための風土づくり	・地域学校協働活動の継続・推進、各地域での実践交流会の実施 ・スポーツ少年団の団員や指導者、保護者の交流を目的とした研修会の実施 ・明るい家庭や地域づくりを目的とした講演会の実施 ・社会を明るくする運動の実施	

（２）健全育成活動の促進・支援

○青少年育成協会やＰＴＡなど関係団体、機関と連携を図り、インターネットやＳＮＳなどによるいじめ、薬物乱用など今日的課題に対する取組を進めます。

主な取組		位置付け
健全育成活動の促進・支援	・子どもの安心・安全を確保するための見守り活動の強化 ・インターネットやSNSによるいじめ防止、薬物乱用防止などに関わる啓発活動の推進（南丹・船井サイバー犯罪³⁹対策協議会との連携） ・薬物乱用や喫煙の危険性の指導の徹底	

³⁹ サイバー犯罪は、コンピュータ技術及び電気通信技術を悪用した犯罪のこと。

3 生涯学習・スポーツ・レクリエーション



担当課名 社会教育課

1.現状と課題

- 人々の価値観やライフスタイルが多様化し、町民の生涯学習に対する意識や活動範囲は広範・多岐にわたっています。
- 町民一人ひとりが健康で生きがいのある充実した人生を送ることができ、子どもから大人までだれもが主体的に学べるよう、様々な学習機会を提供するとともに、学習成果を活かす環境づくりが必要です。
- スポーツやレクリエーション活動は、町民の健康の保持・増進や豊かな人間関係づくり、地域コミュニティの形成を進める上で重要な役割を果たしています。一方で、令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、新型コロナウイルス感染症による変化として、スポーツなど身体を動かす機会が「減少した」という回答が59.7%となっています。
- こうした状況も踏まえ、本町独自の「ウェルネスタウン構想」の推進に向けて、町民のだれもが気軽にスポーツや文化活動に参加できる環境づくりが必要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
町管理のスポーツ施設利用者数	人／年	↑	13,108	16,000
ウォーキングの推進に係るスマートフォンアプリ利用者数	人	↑	320	1,200
(ウォーキング)イベント参加者数	人／年	↑	300	1,200
図書室蔵書の人口当たり貸出冊数	冊／人	↑	1.18(R2)	5

3.施策の方向

(1) 生涯学習の推進

- 町民がいきいきと学び合い、活動する意欲を高めるため、高齢者と子どものふれあい、主体的な学習機会や情報の提供、図書サービスの充実、関係機関との連携など、生きがいづくりにつながる活動等を支援します。

主な取組		位置付け
生涯学習の推進	・京丹波町民大学運営事業の推進 ・生涯学習通信「Tomorrow」発行 ・社会福祉協議会等関係団体・機関との連携 ・指導者育成の検討 ・町内全域での読書活動の推進	

(2) スポーツ・レクリエーションの振興

- 新型コロナウイルス感染症の拡大防止等の対策も踏まえながら、だれもが気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備し、町民のスポーツ習慣化と健康増進を図ります。
- 関係団体と連携し、世代や興味に応じた幅広い事業を実施することで、スポーツへの参加を促進します。
- 町のスポーツとして全国的にも知られるホッケーやカヌー競技をはじめ、様々なスポーツを体験できるフリースポーツクラブ等の推進により、取り組めるスポーツの幅を広げます。
- ハイパフォーマンススポーツセンターのネットワーク機関の指定を受けた京都トレーニングセンターとの連携により、中高生をはじめ地域で活躍する選手に対する支援の「質の向上」やアスリートの育成支援、町民の健康増進に取り組めます。

主な取組		位置付け
スポーツ・レクリエーションの振興	・スマートフォンアプリの活用やイベントの開催等によるウォーキング等健康づくりの推進 ・京都トレーニングセンターや京都サンガF.C.等の関係団体と連携したスポーツ振興 ・トップアスリートによるスポーツ教室 ・指導者の育成支援 ・自主放送番組を活用した情報発信 ・スポーツ推進委員と連携した生涯スポーツの普及による健康増進の取組	重点 (戦略)

【関連個別計画】

- ◇京都府立丹波自然公園の施設活用によるスポーツ振興、競技力向上及び教育の充実、発展に寄与するための連携に関する協定
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 人権尊重



担当課名 住民課、社会教育課、総務課

1.現状と課題

- 人権問題は多様化・複雑化しています。一人ひとりが自分の人権だけでなく、他人の人権についても正しい理解を持ち、人権を相互に尊重し合うことが重要です。
- そのため、学校、家庭、地域、企業などを対象とし、多くの町民参加のもとで、より効果的に人権意識を高めるための事業を展開する必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
審議会等における女性登用率	%	↑	33.1 (R2)	40.0
女性管理職比率(一般行政職)	%	↑	8.3 (R2)	10.0
自主研修参加者	人	↑	1,016 (R1)	1,500
講演会参加者数	人/回	↑	105 (R2)	180

3.施策の方向

(1) 人権意識の高揚と人権擁護

- 人権啓発・教育の推進により、町民の人権意識の高揚と差別のない、一人ひとりの人権が尊重される地域社会をめざします。
- 多様な学習内容や機会を提供し、住民、各種団体、事業所等が主体的に取り組む人権学習を推進します。
- 子育て世代が参加しやすい講座等の計画と実施に努めます。

主な取組		位置付け
人権意識の高揚と人権擁護	・人権啓発の推進 ・人権教育(学習)の充実、「人権の花」運動等 ・人権擁護活動の推進 ・差別や虐待、犯罪のない地域づくりの推進(「社会を明るくする運動」ほか) ・京丹波町人権啓発推進協議会との連携 ・指導者・助言者の養成・確保	

(2) 男女共同参画の社会づくり

○京丹波町第2次男女共同参画推進計画に沿って事業を進めます。

○男女共同参画推進リーダー等の人材育成に努めるとともに、男性や子育て世代の参加しやすい講座等の計画と実施に努めます。

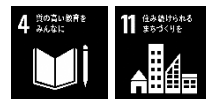
主な取組		位置付け
男女共同参画の社会づくり	・男女共同参画計画の推進	

【関連個別計画】

◇京丹波町人権教育・啓発推進計画

◇京丹波町第2次男女共同参画計画

5 文化



担当課名 社会教育課

1.現状と課題

- 文化は豊かな人間性を育み生活に潤いをもたらすと同時に、まちを彩る個性となることから、町民自らがふるさとの歴史や文化の素晴らしさを再発見・再認識し、地域文化を発展させるとともに、貴重な文化財を後世に伝えるため、積極的に公開・活用していく必要があります。
- 子どもたちの豊かな人間性や感性を育むため、ふるさとの優れた芸術文化に触れる機会をつくるなどの仕組みづくりが必要となっています。
- このため、事業等の推進に必要な地域人材の発掘や育成が急務となっています。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
人材の掘り起こしによる、町民大学等での講師養成	人	↑	0	10
文化協会加盟団体	団体	↑	32	35
町内の指定等文化財数	件	↑	104	112

3.施策の方向

(1) 歴史的文化の保存・活用

○京丹波町の自然、歴史、文化に対する意識を高め、地域文化を育み、継承に努めます。

主な取組		位置付け
歴史的文化の保存・活用	・地域の宝「人材・文化財等」調査活用推進事業	重点 (その他)

(2) 文化芸術活動の振興

○京丹波町文化協会の主体的活動を支援し、町民が文化芸術に親しむ機会の充実をめざします。

主な取組		位置付け
文化芸術活動の振興	・京丹波町文化祭の開催 ・文化講演会の開催 ・文化団体からの積極的な情報発信	

6 国際・地域間交流



担当課名 企画情報課、学校教育課

1.現状と課題

- 国際社会に対応できる地域づくりを進めるためには、他国の文化を知り理解するとともに、外国人にも町を理解してもらうことが大切です。
- 町民の様々な国際・地域間交流活動を促進するとともに、外国語による生活情報等の提供などに努め、多文化共生のまちづくりをめざす必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
友好交流事業参加者数	人／年	↑	0	20
交換留学生数	人／年	↑	0	12

3.施策の方向

(1) 国内外における都市間交流の推進

- 京丹波町国際交流協会と連携を取りながら、ホークスベリー市との交流留学事業や町内在住の外国人住民との多文化共生事業を行います。
- 友好町と継続的な交流を行います。

主な取組		位置付け
国内外における都市間 交流の推進	・国際交流協会と連携した、外国人との交流事業 ・友好町等との子ども交流事業	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町と京丹波町国際交流協会の連携に関する協定

基本方針3 人のつながりを大切にする暮らしの安心・安全づくり

I 医療



担当課名 医療政策課、住民課

1.現状と課題

- 2025年・2040年問題に対応するため、医療計画に基づく医療機能の分化と連携、在宅医療介護の推進、医師の地域・診療科偏在の是正、そして自助と共助の取組を中心とした地域づくりなど様々な施策の強化により、地域包括ケアシステム⁴⁰の充実が進められています。
- 2065年頃には全国的に高齢化率が40%近くになると推計されていますが、京丹波町においては2022年の時点で高齢化率は40%を超えており、すでに医療・介護の需要は高い状態にあります。
- また、令和3年度に実施した住民アンケート調査における32のまちづくり分野の重要度・満足度の分析について、「医療」は重要度が高い一方で満足度は若い世代を中心に低くなっており、本町が進める「ウェルネスタウン構想」の推進に向けても、住民のニーズに対応した地域医療体制づくりが求められます。
- 医療機関、福祉事業所等が連携を図り、乳幼児から高齢者までが住み慣れた地域で安心して必要な医療・介護・福祉・暮らしのサービスが切れ間なく受けられる地域密着型の医療体制の構築が必要です。
- 地域に必要な医療の充実と維持のため、医師をはじめとする医療従事者の充足が重要になります。
- 新型コロナウイルス感染症への対応に必要な体制を整えてきましたが、今後は、新興感染症対策も視野に入れた受け入れ態勢を構築していくことが必要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
医師数(非常勤は常勤換算)	人	↑	12	12
地域包括ケア病床稼働率	%	↑	67.1	70.0
訪問看護等の利用者数	延べ人/年	↑	3,807	5,040
国保税収納率	%	↑	96.59	97.3
特定健康診査受診率	%	↑	46.1	60.0(R7)
特定保健指導実施率	%	↑	16.8	60.0(R7)

⁴⁰ 地域包括ケアシステムとは、医療、介護、保健、福祉の関係機関やサービスが連携し、高齢者等の地域生活を包括的に支援する仕組みのこと。

3. 施策の方向

(1) 地域医療体制の整備・充実

- 医療機関、福祉事業所等が連携を図り、乳幼児から高齢者までが住み慣れた地域で安心して必要な医療・介護・福祉・暮らしのサービスが切れ間なく受けられる仕組みを構築します。
- 医療機能の分化により、高度急性期から慢性期まで医療機関ごとに得意とする分野が異なるため、一人ひとりが適した医療が受けられるよう病病・病診連携を進めます。
- 今ある医療資源を有効に活用し、地域に寄り添う医療の提供をめざします。
- 常勤、非常勤を問わず多種多様なアプローチで医療従事者の確保に取り組みます。
- 新興感染症の発生に際しては、その時々々の国の動向・地域状況・社会情勢を鑑みながら医療体制を整えます。

主な取組		位置付け
地域医療体制の整備・充実	・京都府立医科大学との連携強化 ・京都府からの自治医科大学卒業生の派遣確保 ・南丹医療圏の連携強化 ・関連病院からの後期研修医の受け入れ ・近隣高校からの職場体験の受け入れ ・近隣高校への医療スタッフの講演派遣 ・医師確保のための奨学金貸与事業	重点 (戦略)

(2) 医療保険制度の充実

- 国民健康保険事業の適正運営により、安定した医療と健康に関する情報を提供し、国民健康保険被保険者一人ひとりが健康で長生きできる暮らしの確保をめざします。また、国民健康保険税の収納率の向上と保健事業推進等により、被保険者の医療費を抑制し、事業会計の健全化を図ります。
- 後期高齢者（75 歳以上）の総合的な医療事業を展開します。また、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施を効果的かつ効率的に推進することにより、被保険者の健康寿命⁴¹の延伸や生活の質（QOL）の向上等を図ります。
- 特定の心身障がい者（児）、高齢者、子ども、ひとり親家庭等が安心して生活し、自立と社会参加ができるように、府・町制度に基づいた医療費の助成により、経済的・精神的負担の軽減と健康の保持・増進を図ります。

⁴¹ 健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

主な取組		位置付け
医療保険制度の充実	・国保税の収納確保 ・医療費抑制（医療費通知の発送、人間ドック費用助成、後発医薬品利用促進、特定健診の実施による疾病の予防及び早期発見、特定保健指導の実施による生活習慣病重症化予防、重複・頻回受診に対する指導、レセプト点検⁴²による適正化等） ・後期高齢者医療事業 ・子育て医療費助成（京都子育て・すこやか子育て・高校生等） ・障がい者医療費助成 ・老人医療費助成 ・ひとり親家庭医療費助成	

【関連個別計画】

- ◇特定健康診査等実施計画
- ◇京丹波町国民健康保険データヘルス計画
- ◇京丹波町国民健康保険事業計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁴² レセプト点検とは、「レセプト」と呼ばれる診療報酬明細書を点検していくこと。

2 健康づくり

担当課名 健康推進課、住民課

1.現状と課題

- 令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、住民の健康づくりに関するニーズは全般的に高く、とりわけ高齢者においてはニーズが高くなっています。
- こうした状況を踏まえ、健康寿命の延伸に向け、住民が主体的に取り組む健康づくりの推進が必要です。
- 健康寿命の延伸のためには、生活習慣病を予防する「一次予防」に取り組む必要があります。
- 地域・学校・職場・行政が連携し、一人ひとりの健康づくりを支援する体制（環境）の整備が必要です。
- ウィズ・コロナに向けては、重症化リスクが高くなる生活習慣病の予防と改善が大切であるため、特定健康診査や基本健診等の受診率の向上と、これに基づく指導の実施率を高めることが必要です。

2.目標指標

指 標		単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
健康寿命	男性	歳	↑	79.0(R1)	80.0
	女性	歳	↑	83.0(R1)	84.0
塩分摂取量	男性	g	↓	9.5(R1)	7.5 未満
	女性	g	↓	8.9(R1)	6.5 未満
週1回運動習慣のある人の割合 (20歳～59歳)	男性	%	↑	42.4	50.0
	女性	%	↑	43.9	50.0
ウォーキングの推進に係るスマートフォンアプリ 利用者数【再掲】		人	↑	320	1,200
特定健康診査受診率【再掲】		%	↑	46.1	60.0(R7)
特定保健指導実施率【再掲】		%	↑	16.8	60.0(R7)

3.施策の方向

(1) 健康づくり運動の促進

- 町民が生涯を通じて心豊かに健康でいきいきとした生活を送ることができるよう、「京丹波町健康増進計画（第2次）」に基づき、町民の健康づくりの具体的な展開を推進します。

○幼少期から高齢期までのライフステージ⁴³に応じた健康づくりを実践し、特に若い世代からの健康づくりへの意識の啓発を図ることにより、健康的な生活習慣の定着による疾病予防を促します。

主な取組		位置付け
①健康づくり運動の促進	・「減塩対策」「食育推進」における食生活改善推進員及び学校等関係機関との連携 ・健康づくりに係る情報発信の強化（SNS等） ・ライフステージに応じた健康教育の充実 ・生涯を通じた運動習慣の確立における関係機関との連携 ・メンタルヘルスケアの充実	
②ウェルネス京丹波の推進	・ウェルネス京丹波ポイント事業（ウォーキングや特定健診の受診などでポイントを貯め、抽選で賞品が当たる事業）	

（２）疾病予防と早期発見・早期対応の強化

○生活習慣病・がん及びその他の検診に関する知識の普及・啓発や、若年層・勤労者層も受診しやすい環境づくりなどにより、検診受診率の向上を図ります。

○がんの予防と早期発見のため、厚生労働省が定める「がん予防重点教育健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づき、健診等を実施します。

○生活習慣病に関する知識の普及・啓発等により、若い世代からの予防の推進に取り組みます。

主な取組		位置付け
疾病予防と早期発見・早期対応の強化	・健診の「無料」「総合化」の継続実施 ・日曜健診、個別健診、結果説明会の夜間開催 ・未受診者への受診勧奨 ・健診結果説明会での指導の充実 ・生活習慣病（高血圧症・糖尿病・脂質異常症・腎機能低下症等）予防対策を重点とした「減塩施策」の推進 ・町民への生活習慣病・がん予防知識の普及啓発の実施	重点 （戦略）

【関連個別計画】

◇第２次京丹波町食育推進計画

◇京丹波町健康増進計画（第２次）

◇第２期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁴³ ライフステージとは、個人の一生を幼年期・少年期・壮年期・老年期というように区分した人生の各段階のこと。

3 子ども・子育て



担当課名 子育て支援課、健康推進課、学校教育課、商工観光課

1.現状と課題

- 本町では出生数が減少（年間 50 人程度に減少）し、合計特殊出生率⁴⁴も依然として低い水準で推移しているため、安心して子どもを産み育てることができる環境の整備を進める必要があります。
- 令和 2 年度の乳児前期健診において「相談場所や相談者がある方」は 92.9%となっていることを踏まえ、さらに人や事業などつながりがある育児環境をめざす必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
子育て世帯数【再掲】	世帯	↑	290 (R2)	320 (R8)
相談場所や相談者がある方の割合 (乳児前期健診受診者)	%	↑	92.2	100.0
ライフデザイン教育推進事業参加率	%	↑	0	35.0
こども家庭センター設置箇所数	箇所	↑	0 (R2)	1
子育て支援者数	人	↑	8 (R2)	25

3.施策の方向

(1) 未来の親づくり

- 若い世代に家庭の大切さや子どもを産み育てることの意義、社会の一員としての自覚と責任を持って行動できる社会性を育むための取組を進めます。

主な取組		位置付け
未来の親づくり	・ライフデザイン教育（若い世代が乳幼児の心身の発達と生活、家族や家庭の意義を学ぶ事業として、タブレット端末を活用したオンラインによる事業実施など 幼保連携型 認定こども園・教育委員会と連携）	重点 (戦略)

⁴⁴ 合計特殊出生率とは、15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

(2) 母子保健の充実

○少子高齢化に伴う、子育て世帯の孤立化や保護者や子ども同士の交流の減少を防ぐ視点からも、母子保健の充実に取り組みます。

主な取組		位置付け
母子保健の充実	・妊娠から出産、育児を一貫し支援できる母子保健事業の充実 ・子育て支援事業や幼保連携型認定こども園等との共同による事業の実施	重点 (戦略)

(3) 子育て支援サービスの充実

○すべての子どもの健やかな成長の実現に向け、妊娠・出産期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な相談支援体制づくりを推進します。(かかわり合い)

○子育て支援に関わる機関や身近な地域での連携により、子育てを楽しんでいると感じる支援の充実を図ります。(かまひ合い)

○核家族化や地域とのつながりの希薄化による子育ての不安や悩み、負担感を軽減し、安心して子育てができる地域づくりをめざします。(つながり合い)

○早期療育を実施し、乳幼児期の切れ目のない支援を実施します。

主な取組		位置付け
子育て支援サービスの充実	・すこやか子育て祝金事業の充実(一過性にならない節目の支援) ・子育て支援センターを中心とした子育て相談の充実、ネットワーク化(子育て家庭の孤立化防止) ・幼保連携型認定こども園における保育ボランティアの受け入れ(子育て支援者数の増加) ・未就園児開放日の設定(未就園の親子を対象に子育て支援センター事業として開放日を設定) ・学校等緊急情報配信システム(すぐる)を活用した保護者との連携体制づくり(保育者の働き方改革と合わせて) ・学童保育事業の充実 ・学童保育施設の整備検討(のびのび児童クラブ2組) ・療育事業の充実	重点 (戦略)

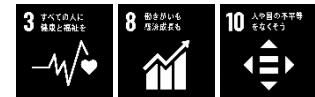
【関連個別計画】

◇第二期京丹波町子ども・子育て支援事業計画

◇京丹波町健康増進計画(第2次)

◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 高齢者福祉



担当課名 福祉支援課

1.現状と課題

- 本町では、すでに人口の緩やかな減少が始まっていますが、75 歳以上の高齢者は今後も増加が予想されています。
- 高齢者が生きがいを持って自立した生活を継続できるよう、健康・生きがいづくりを進める必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
地域包括支援センターの相談件数	件	→	256	200
地域の居場所づくり(ふれあいサロン活動等)	会場	→	64	50
シルバー人材センター会員数	人	↑	258	300

3.施策の方向

(1) 介護予防の充実

- 疾病予防・重症化予防と介護予防の一体的な推進、関係機関との連携協力による高齢者の自立支援、自己実現につなげる支援を行います。

主な取組		位置付け
介護予防の充実	・介護予防の理解促進 ●健康相談、健康教育の機会を活かした啓発 ●認知症への理解促進と、認知症があっても参加しやすい居場所づくり ・総合事業の充実 ●総合事業を受託実施する事業所の目標確認と課題検討 ●筋トレ、脳トレ教室の開催ノウハウの提供と実施支援 ●活動助成金の活用方法の検討 ・地域包括支援センターの充実強化 ●地域ケア会議、ケアマネジャー協議会各部会活動の充実 ●感染予防対策を徹底し、地域へ出向く支援を継続	重点 (戦略)

(2) 高齢者福祉サービスの充実

○地域の実情に応じて行われる住民主体による活動を含め、様々な介護・生活支援サービス等を提供するとともに高齢者の自立した生活を支援する。

主な取組		位置付け
高齢者福祉サービスの充実	・介護専門職の確保対策の強化 ・相談先の周知 ・相談体制の充実（任意の介護よろず相談所の充実、意識向上） ・高齢者生活支援サービスの充実 ・高齢者虐待の予防と対策の強化 ・認知症支援対策の推進 ・介護サービスの充実 ・介護保険制度の適正な運用 ・老人保護措置事業の実施 ・医療機関等との協働による在宅医療・介護連携体制の整備 ・地域ケア会議の充実（課題の共有、事例検討、関係職の連携強化）	重点 (戦略)

(3) 高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進

○生活支援の担い手となる高齢者の社会参加を促すとともに、高齢者が自らの経験を活かし地域を支える主役として活躍できる出番づくりを行います。

○高齢期の介護予防として地域活動を重点とし、閉じこもり予防や地域の見守り合いの拠点となるサロン活動⁴⁵の活性化を図ります。

主な取組		位置付け
高齢者の生きがいつくりと社会参加の促進	・サロン活動を通じた世話役、参加者ともに経験を活かせる出番づくりの支援 ・戸別訪問や電話による高齢者の見守りの継続 ・シルバー人材センターとの協働による出番づくり ・社会福祉協議会が推進する有償ボランティア「かがやき」の活動者養成支援	重点 (戦略)

【関連個別計画】

◇京丹波町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画

◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁴⁵ サロン活動とは、歩いて行ける範囲である集落・地域などで「身近な人同士ができるときにできることをしましょう」という考えから生まれた、少子高齢社会に対応した地域住民による自主的・主体的な支え合うまちづくり活動。

5 障がい者福祉



担当課名 福祉支援課

1.現状と課題

- 障がい者の高齢化とともに、保護者等の支援者の高齢化が進む中で、親亡き後の支援体制の構築が課題となっています。
- こうした支援体制の構築に向けては、専門的知識を有した人材不足への対応も含め、サービスの質の確保・向上を図るため、より一層の環境整備推進が求められています。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
計画相談利用者数	人／年	↑	164	170
一般就労移行者数	人／年	↑	2	2
各種相談事業の利用回数	回／年	↑	299 (R2)	300
自立支援協議会開催数	回／年	↑	1	4

3.施策の方向

(1) 障がい福祉サービスの充実

- 支援者の高齢化、障がい者の高齢化に伴う緊急時の受け入れ等を担う地域生活支援拠点等の整備をはじめ、安定したサービスの提供・支援に努めます。

主な取組		位置付け
障がい福祉サービスの充実	・専門的技術等の情報提供やヘルパー等人材の資質向上 ・適切なサービスの利用促進(計画相談事業所の利用促進) ・地域生活支援拠点等事業の登録促進	重点 (その他)

(2) 障がいのある人への自立支援

- 障がい者自身の自立と社会参加の実現を図ることができるよう、障がい福祉サービスの提供基盤整備を推進します。

主な取組		位置付け
障がいのある人への自立支援	・南丹圏域内の就労移行支援事業所との連携強化 ・利用者ニーズに応じた居住の場の確保 ・施設入所支援についての情報提供 ・各種相談事業の充実	重点 (その他)

(3) 障がいと障がいのある人に関する理解促進

○障害者差別解消法の趣旨を踏まえ、合理的配慮の提供や障がいを理由とした差別の解消に向け、取組を推進していきます。

主な取組		位置付け
障がいと障がいのある人に関する理解促進	・地域自立支援協議会等の開催充実 ・自主放送番組や広報紙やホームページ、関係団体による啓発活動	重点 (その他)

【関連個別計画】

◇京丹波町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

6 地域福祉



担当課名 福祉支援課、土木建築課、企画情報課

1.現状と課題

- 生活困窮、引きこもり、孤立など地域における課題が複雑・多様化、複合化している中で、地域福祉に対する関心の低下や地域福祉の担い手不足など、地域における支え合いの力が低下している傾向がみられます。
- 適切な福祉サービスの提供と併せて、様々な主体が、地域における生活課題を解決する仕組みづくりや取組を進める必要があります。
- だれもが住み慣れた地域で、安心して生活することができるように、公共施設や住宅等のバリアフリー⁴⁶化等、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりが重要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
福祉ボランティア団体数	団体	↑	50	64
「福祉に関心がある」18歳以上の住民の割合 (アンケート調査結果)	%	↑	69.0 (R2)	85.5

3.施策の方向

(1) 重層的支援体制の整備

- だれもが支え手となり、地域全体で助け合える地域共生社会⁴⁷の実現に向けて、地域の様々な課題に対応可能な重層的支援体制⁴⁸の整備に取り組みます。

主な取組		位置付け
重層的支援体制の整備	・相談支援体制の強化 ・参加支援の実施 ・役割と活躍の機会創出 ・地域包括ケアシステムの推進	重点 (その他)

⁴⁶ バリアフリーとは、日常生活や社会生活における物理的、心理的な障がいや、情報に関わる障壁などを取り除いていくこと。

⁴⁷ 地域共生社会とは、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいの、地域をともに創っていく社会のこと。

⁴⁸ 重層的支援体制とは、「市町村において、すべての地域住民を対象とする包括的支援」の体制のことで、社会福祉法に位置付けられている。

(2) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

○公共施設等のバリアフリー化に加え、補助金の交付や、介護保険給付の活用に向けた介護保険制度の周知による制度の適正利用を通じて、住環境のバリアフリー化を推進します。

主な取組		位置付け
ユニバーサルデザイン のまちづくりの推進	・生活環境の改善 ●住宅・住環境のバリアフリー化促進 ●公共的空間のバリアフリー化推進 ●介護保険制度の周知	重点 (その他)

(3) 低所得者等の自立支援

○生活困窮者やひとり親家庭支援を通じて、地域共生社会の実現をめざします。

主な取組		位置付け
低所得者等の自立支援	・ひとり親家庭の自立支援 ・関係機関と連携した生活困窮者への自立支援	重点 (その他)

(4) 高齢者、障がい者等の権利擁護

○高齢者や障がい者等に対する虐待の防止に努めるとともに、判断能力が不十分になった場合でも財産の管理・保護等を適切に行うための成年後見制度⁴⁹の利用を促進します。

主な取組		位置付け
高齢者、障がい者等の 権利擁護	・高齢者、障がい者等に対する虐待の早期発見と早期対応 ・中核機関の設置による成年後見制度の周知、利用促進等	重点 (その他)

【関連個別計画】

- ◇京丹波町地域福祉計画
- ◇京丹波町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- ◇京丹波町障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画

⁴⁹ 成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力の不十分な人を不利益から守る制度のこと。

7 防犯・交通安全



担当課名 総務課、住民課

1.現状と課題

- 近年のわが国の刑法犯認知件数は、平成14年をピークに減少を続け、令和元年には戦後最少を更新しています。一方で、近年の犯罪は、振り込め詐欺やサイバー犯罪の増加など、その多様化・複雑巧妙化とともに、高齢者や女性が被害に巻き込まれる犯罪が増加傾向となっています。
- 交通事故の発生件数は、平成24年から令和3年までの10年連続で減少している一方で、近年は、高齢者の運転による重大事故の発生が増加しています。
- 本町においても、近年の状況を踏まえた効果的な啓発、環境整備を推進する必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
犯罪認知件数	件	↓	34	20
交通事故発生件数	件	↓	14	10

3.施策の方向

(1) 防犯対策の強化

- 複雑巧妙化している犯罪を未然に防ぐため、地域住民と連携した研修会や広報媒体による啓発などを行い、防犯意識の高揚に向けて取り組みます。

主な取組		位置付け
防犯対策の強化	・警察署と連携した治安維持活動の実践 ・集落・団体の防犯研修会の実施促進 ・街灯等設置補助事業 ・犯罪被害者支援活動の実施	重点 (その他)

(2) 消費生活の安心・安全の確保

- 悪質・巧妙化する特殊詐欺や悪質商法等からの被害を未然に防止するため、高齢者に向けた啓発と見守りを推進します。
- 一般向け消費者講座の実施等による広報や啓発の充実に努めるとともに、特にネット犯罪防止に向けた消費者教育、若年層への啓発を推進します。

主な取組		位置付け
消費生活の安心・安全の確保	・関係機関との連携 ・消費生活相談員による相談窓口、啓発等の実施	

(3) 交通安全対策の推進

○町民の交通安全意識の高揚と交通モラルの向上のため、交通指導員、交通安全協会をはじめ各種団体との連携により交通安全活動を実施します。

○子ども、高齢者等を交通事故から守るため、保育所・幼稚園・小学校・高齢者講座における交通安全教育の実施等により、啓発、意識向上を図ります。

主な取組		位置付け
交通安全対策の推進	・交通安全対策の推進 ・交通安全啓発の推進 ・交通安全教育（児童・生徒、高齢者等）の推進	重点 （その他）

8 防災



担当課名 総務課、福祉支援課、企画情報課

1.現状と課題

- 近年、全国的に大雨、台風等による災害が多発しており、本町でも平成30年7月の西日本豪雨や令和4年7月の大雨で大きな被害を受けたことにより、町民の防災・危機管理意識が高まっています。
- 令和3年度に実施した住民アンケート調査からは、こうした防災に関するニーズの高まりだけでなく、「安全・安心なまちである」本町の特性は、住民の定住意向にもつながっており、大きな強みになっていることも読み取れます。
- こうした状況を踏まえ、地域における防災体制を強化するため、自主防災組織の育成を進めるとともに、町と関係団体等が連携の上、避難行動要支援者⁵⁰の個別避難計画の作成に取り組み、災害時の迅速、安全な避難行動を促進する必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
自主防災組織数	団体	↑	13	23
避難行動要支援者の個別避難計画策定率	%	↑	41.0	100.0
官民協働による避難訓練実施回数	回／年	↑	0	3

3.施策の方向

(1) 防災まちづくりの強化

- 常備消防との連携の強化を図るとともに、消防団組織の充実・強化と消防施設の整備・充実に取り組みます。
- 町と関係団体等が連携の上、避難行動要支援者の個別避難計画の作成に取り組みます。
- 大規模地震や大雨等災害発生時に対処するための自主防災組織等の設立促進、防災訓練の実施などに取り組みます。
- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大に対応するための取組を推進します。

⁵⁰ 避難行動要支援者とは、災害が発生した場合または災害が発生するおそれがある場合に、自力で避難することが困難で、特に支援を必要とする人のこと。

主な取組		位置付け
①防災まちづくりの強化	・自主防災組織の育成、活動支援 ・避難行動要支援者の個別避難計画の作成 ・効果的、迅速な情報発信、伝達方法の確立 ・地域コミュニティ防災拠点の確保 ・原子力防災に関する対策の強化 ・災害時における支援・連携協定の締結促進 ・消防団組織の充実強化と消防施設・設備の整備、充実 ・新たな消防団員の確保に向けた取組の促進 ・広域消防組合の組織と施設等の充実及び連携強化 ・非常招集訓練、住民避難訓練等の防災訓練の実施	重点 (その他)
②感染対策の充実	・新型コロナウイルス感染症感染対策の充実	重点 (コロナ)

(2) 防災意識等の高揚

○地域、学校、事業所等の多様な主体との関わりの中で、あらゆる機会を捉えて町民や事業所の防災意識、防災知識の高揚を図り、災害に強いまちづくりを推進します。

主な取組		位置付け
防災意識等の高揚	・広報紙、自主放送番組、京丹波あんしんアプリ等による広報、情報提供の実施 ・関係課、大学、団体等と連携した防災教育、研修会等の実施 ・国際交流協会との連携による外国人を対象とした防災教室の実施	重点 (その他)

【関連個別計画】

- ◇京丹波町地域防災計画
- ◇京丹波町原子力災害住民避難計画
- ◇京丹波町災害時要援護者避難支援プラン全体計画
- ◇京丹波町と京丹波町国際交流協会の連携に関する協定書
- ◇京丹波町国土強靱化地域計画
- ◇災害時におけるボランティア活動等に関する協定書（京丹波町社会福祉協議会）
- ◇大規模災害発生時における緊急対応に関する協定書（京丹波町建設業協会）
- ◇災害対応に向けた連携及び協力に関する協定書（日本赤十字社京都府支部）

9 環境保全



担当課名 住民課、土木建築課、農林振興課

1.現状と課題

- 温室効果ガス⁵¹排出量の増加等に伴う地球温暖化の進行により、気温や海面の上昇が加速しており、自然生態系や降水量の変化、異常気象の増加等、将来的に様々な影響が生じることが懸念されています。
- また、高齢化等に伴い、地域内の環境保全活動に影響が生じること懸念されます。
- 本町においては、地球温暖化対策実行計画に基づく再生可能エネルギーの活用による、温室効果ガスの排出削減に向けた取組を進めています。
- また、令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、豊かな自然環境は移住・定住者にとって大きな魅力であると考えられることから、里山をはじめとした森林資源の保全・活用や環境教育等による啓発活動の推進等、本町の強みである緑豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐための取組を進める必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
温室効果ガス排出量	t-co2	↓	97,935 (H30)	86,016
家庭用太陽光発電施設設置(補助戸数 累計)	戸	↑	234	300

3.施策の方向

(1) 環境保全活動の推進

- 本町の豊かな自然環境を次世代に引き継ぐため、地球温暖化対策や再生可能エネルギー導入に関する取組を進めます。京丹波町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)では、今後の短期・長期目標を定め、目標達成のための施策として位置付けます。
- 水質の監視を継続し、安全な水を確保・供給できるよう取り組みます。
- 老朽化等により生活環境に悪影響を及ぼすおそれのある特定空き家等の対策について検討を進めます。
- 地域住民が主体となり環境保全活動ができる仕組みづくりに取り組みます。

⁵¹ 温室効果ガスとは、太陽からの熱を地球に封じ込めて地表を暖める働きを持つガスのこと。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素などがある。

主な取組		位置付け
環境保全活動の推進	・森林、農地等の保全 ・環境教育の推進 ・環境巡回パトロールの強化 ・瑞穂環境保全センター監視委員会との連携強化 ・広報媒体を通じた啓発と情報提供 ・京丹波町地球温暖化対策実行計画の推進 ・地域による河川環境整備や美化活動の促進 ・ダム湖の富栄養化防止対策の推進 ・空き家等対策の検討 ・太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関する条例の運用	重点 (その他)

(2) 再生可能エネルギーの活用推進

○再生可能エネルギー活用に向けた補助制度の活用を推進するとともに、本町の豊かな地域資源を活かした多様な取組を進めます。

主な取組		位置付け
再生可能エネルギーの活用推進	・再生可能エネルギーの活用補助 ・森林資源のフル活用プロジェクト(森林資源を根元から梢までフル活用する体制の構築)【再掲】 ・食と農とエネルギーの循環利用プロジェクト(メタン発酵によるエネルギー化、熱や消化液の利用による耕畜連携)【再掲】	重点 (戦略)

【関連個別計画】

- ◇京丹波町地球温暖化対策実行計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

10 環境衛生



担当課名 住民課、土木建築課

1.現状と課題

- 経済成長や生活様式の変化等により、廃棄物の発生量は増加するとともに、質的にも多種多様化しており、その適切な処理が緊急かつ重要な問題となっています。
- また、高齢化等に伴い、地域内の除草などの環境美化活動に影響が生じることも懸念されます。
- 循環型社会の形成に向けて、資源の循環だけでなく、生物多様性や自然環境保全にも配慮した総合的な取組の推進が求められています。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
1人当たり1日のごみ排出量	g	↓	622(R2)	550
環境美化活動件数(届出による把握)	件/年	↑	25	30
資源ごみ集団回収団体数(報奨金支給団体)	団体	↑	30	35
狂犬病予防接種率	%	↑	71.0	100.0

3.施策の方向

(1) 環境美化活動の推進

- 地域における美化作業は定着しており、今後も継続して取組を進めます。
- 各区への道路及び河川の除草に対する謝礼金の支払い及び業者委託による除草を行い、環境が悪化しないよう取り組みます。
- 地域にふさわしい道づくりを進めるため、地域住民が主体となり、町及び道路管理者が協力して道路の清掃、緑化等の活動を推進します。

主な取組		位置付け
環境美化活動の推進	・地域における美化作業への支援(ごみ袋の提供) ・地域による河川環境整備や美化活動の促進(再掲) ・ボランティアサポートプログラム活動促進	

(2) 資源循環型社会づくり

- 分別収集による適正なごみ処理の継続、ごみの発生抑制、再利用、再資源化を重点に推進し、資源循環型社会をめざします。また、不法投棄防止対策の強化を図ります。
- 生ごみ堆肥化機器等購入助成等により、今後も継続してごみ減量化を図ります。

○資源ごみ集団回収事業報償費等により、資源の再利用等の推進及び地域活動の支援を行います。

主な取組		位置付け
資源循環型社会づくり	・生ごみ堆肥化处理機器等購入助成の継続 ・資源ごみ集団回収事業報奨制度の推進	

(3) 公害防止対策の強化

○事業所等の公害防止対策として、関係法令及び町条例に基づく監視体制や町内企業との連携の強化を図ります。

○法令等の規制の対象とならない事業についても、将来支障の事象が生じるおそれがあることから検討を行います。

○狂犬病予防注射の接種率の向上を図ります。

主な取組		位置付け
公害防止対策の強化	・町民の安全で快適な生活環境を保全する条例の適正運用 ・町の環境保全等に関する条例の適正運用 ・企業等との公害防止協定の締結推進 ・公害防止対策の広報啓発 ・適正な動物管理事業の推進	

基本方針4 豊かな自然と調和する便利で快適なまちづくり



I 土地利用

担当課名 土木建築課、総務課

1.現状と課題

- 少子高齢化の進行に伴う人口の減少、地球温暖化問題への対応など、社会情勢が大きく変化していることに伴って、全体的な土地需要の減少とともに、環境保全、景観、防災等に関する市民の意識も大きく変化してきています。
- 今後の土地利用のあり方についても、こうした社会情勢の変化、市民の意識の変化等を踏まえつつ、多角的な視点に立って検討していくことが重要と考えられます。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
土地利用に関する満足度（アンケート調査結果）	—	↑	44.8	49.9

3.施策の方向

（1）計画的な土地利用の推進

- 中心市街地の活性化、安心・安全な市街地への更新を促進します。
- インフラへの影響を及ぼす施設の立地や良好な田園風景を阻害するような無秩序な開発行為の抑制を図ります。
- 森林地域等において大規模な土地利用転換を図る場合には、周辺地域を含めた土地利用の状況や自然的条件等について十分な調査を行うとともに、住民の意向も尊重し、安全性の確保、森林の公益的機能の維持、さらには景観等に配慮した適正な土地利用を図ります。
- 国土強靱化地域計画について、国の方針や制度改正を踏まえ、随時更新を行い、持続可能で強靱な地域づくりを推進します。

主な取組		位置付け
①計画的な土地利用の推進	・町の環境保全等に関する条例の適正運用（再掲） ・国土利用計画法による届出事務 ・都市計画法による開発協議 ・町宅地開発行為等指導要綱に基づく協議 ・土地利用に係る広報啓発活動	
②国土強靱化地域計画の見直し（随時）	・関係法令の改正や情勢の変化等に応じた、地域計画の見直し	重点 (その他)

(2) 都市計画の推進

○道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割を十分に考慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障がいのある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりをめざします。

○本町の豊かな自然環境に配慮した、水とみどりの施策を推進します。

主な取組		位置付け
都市計画の推進	・都市計画マスタープランの策定 ・都市計画に係る広報啓発活動の推進 ・都市計画道路整備の推進 ・緑化推進	

【関連個別計画】

◇京丹波町国土強靱化地域計画

◇都市計画マスタープラン

2 道路・交通



担当課名 企画情報課、和知支所、土木建築課

1.現状と課題

- 令和3年度に実施した住民アンケート調査における32のまちづくり分野の重要度・満足度の分析について、「道路・交通」は重要度が特に高い一方、満足度は若い世代を中心に低くなっています。また、中学生・高校生アンケート調査においても、交通利便性の向上に対するニーズは高く、若い世代の定住促進の視点からも道路・交通の整備が求められます。
- 広域交通網を活かした産業基盤のあるまちづくりをめざして、京都縦貫自動車道や国道の利用により、京阪神の大都市圏との交流を図り、中心市街地の活性化を図っていく必要があります。
- 人口減少・高齢化が進展する中においても、だれもがいきいきと暮らせる社会を実現するため、子育てや健康づくり、地域のコミュニティを支える、すべての人にやさしい道づくりを進める必要があります。
- 通学路等の安全を確保するため、地域、こども園、学校、行政、警察等が連携し、歩行空間、自転車通行空間の整備、事故危険箇所における交通安全対策、生活道路等における通過交通の進入抑制、速度抑制対策を図っていく必要があります。
- 高齢者の免許の返納等に伴い、地域内の公共交通の重要性が高まっていることを踏まえ、町営バスや鉄道も含め、整合のとれた地域内公共交通ネットワークの構築が求められます。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
橋梁点検箇所数	箇所	→	89(R2)	56
通学路安全対策箇所数	箇所／年	→	3	3
コミュニティ・カーシェアリング ⁵² の導入地区数	地区	↑	1	3
和知駅切符販売者数	人／年	↑	10,792(R2)	12,000

3.施策の方向

(1) 道路の整備

- 町の重要施設と国道等の幹線道路を結ぶ町幹線道路の拡幅改良を行います。
- 国道9号蒲生交差点から須知高校前までの4車線化、歩道未整備区間の早期整備に向けて引き続き要望活動を行います。
- 府道改良工事の早期整備促進に向けて引き続き要望を行います。
- 緊急車両の進入が困難、車両の離合や除雪作業に支障を来すなど、幅員が狭小な未改良の生活道路について計画的に整備を行います。

⁵² コミュニティ・カーシェアリングとは、地域コミュニティで車をシェア(共同利用)すること。

- 通学路等の交通危険箇所について、安全性の確保を図るための道路整備を行います。
- 除雪車を増やすなど、その都度除雪計画を見直し、決め細やかな除雪を行います。

主な取組		位置付け
道路の整備	・京丹波PA接続道路整備 ・丹波綾部道路IC周辺の整備（有効活用） ・国道9号（都市計画道路区間）の拡幅、街路樹の整備促進 ・交通安全施設（歩道）設置（再掲） ・府道・基幹町道の拡幅改良促進・推進 ・国道 27 号下山バイパスとJR下山駅付近とを結ぶ連絡道路の整備 ・通学路等の生活道路網等の整備 ・除雪対策の推進 ・町道舗装維持修繕事業 ・橋梁維持修繕事業	重点 （戦略）

（２）公共交通の充実

- コミュニティ・カーシェアリングを各地域に導入し、地域公共交通ネットワークの拡充をめざします。
- 住民の身近な交通手段であり、スクールバス機能を中心として町のほぼ全域を運行する町営バスの利便性の向上に努め、バス運行の充実を図ります。
- 鉄道の利便性向上のため、園部以北の複線化、列車の増発、和知駅での特急列車の停車、交通系ICカード⁵³導入などの要望を行い、地域振興、観光振興を図ります。
- 高齢化社会に対応した公共交通のあり方を検討し、利便性を高めます。
- JR山陰本線の充実を働きかけるとともに、子どもから高齢者まで安心して生活できるよう、移動手段の確保・充実を図ります。

主な取組		位置付け
公共交通の充実	・コミュニティ・カーシェアリングの拡充 ・町営バスの利便性の向上 ・鉄道の利便性向上に向けた要望（切符販売委託、駅舎の有効活用等） ・公共施策検討委員会の設置と運営 ・デマンド交通等、地域住民のニーズに合った利便性の高い交通手段の検討と導入	重点 （戦略）

【関連個別計画】

- ◇京丹波町橋梁長寿命化修繕計画
- ◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

⁵³ 交通系ICカードとは、鉄道会社が発行している電子マネーの総称で、電車やバスといった公共交通機関の乗車券として使え、通勤・通学の定期券としての機能を持たせることもできる。

3 情報通信



担当課名 企画情報課

1.現状と課題

- 令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響等を背景として、インターネット等の利用頻度が増加している中で、とりわけ若い世代を中心に情報通信の環境整備に関するニーズが高まっています。
- 京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化によって、新たな情報通信基盤が整備されたことを踏まえ、情報化のまちづくりにつながる様々な有効活用の検討が必要となっています。特に、防災情報の充実、企業誘致、移住定住対策、情報通信技術（ICT）やテレワーク⁵⁴の活用などについて、地域の特性を活かした施策に取り組んでいくことが重要となります。また、民営化後も継続する自主放送番組は、行政及び地域情報の発信手段として、重要な役割を担っています。番組制作に当たっては、地域性を反映した特色あるものとし、住民参加型の行政の実現及び情報発信力の強化などの実現に取り組んでいくことが重要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
自主放送番組制作数	本	↑	87	150

3.施策の方向

（1）情報通信基盤の充実

- 京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化に伴う新たな情報通信環境を有効活用するなど、行政事務の効率化や住民生活の利便性など積極的なICTの利活用などを図ります。
- 行政情報ネットワークシステムでは、情報システムの標準化、デジタル技術の導入及びAI⁵⁵等を活用するなど、行政手続きのデジタル化や業務の効率化・高度化を図ります。
- （仮）京丹波町DX推進計画の策定を進めます。

主な取組		位置付け
情報通信基盤の充実	・自治体DXの推進 ・情報システムの標準化 ・行政手続きのオンライン化 等	重点 (戦略)

⁵⁴ テレワークとは、オフィスから離れた場所で、ICTを使って仕事をする事。

⁵⁵ AI(Artificial Intelligence)とは、人工知能のこと。

（２）情報通信の活用促進

- ＩＣＴを活用した住民生活の利便性向上や、住民同士の交流が図られるよう取り組みます。
- 京丹波町ケーブルテレビ事業の民営化後、自主放送番組の制作を継続し、行政情報や地域情報の提供とともに、町民主体の番組づくりを積極的行います。
- （仮）京丹波町ＤＸ推進計画の策定を進めます。

主な取組		位置付け
情報通信の活用促進	・情報通信技術（ICT）の活用促進 ●テレワークの推進 ●AIを活用した業務効率化 ●町ホームページ、京丹波あんしんアプリの運営 ・自主放送番組の制作	重点 （戦略）

【関連個別計画】

◇第２期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

4 河川



担当課名 土木建築課

1.現状と課題

- 災害に強いまちづくりを進める観点から、既成の市街地の浸水防止を基本に都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める必要があります。
- 災害による被害を軽減させるため、河川や河川管理施設の状態、河川周辺の状況等に応じた適切な維持管理を行っていく必要があります。
- 水辺は貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えると同時に、まちの景観形成や余暇の有効利用等において貴重な役割を果たしていることを踏まえ、河川環境を保全する取組が必要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R2)	目標値 (R8)
河川環境整備面積	m ²	→	736,939	736,939

3.施策の方向

(1) 河川の整備

- 町管理河川については、河道整備の促進を図るとともに流域の持つ保水機能の維持や確保を図ります。また、町管理河川は、一級河川の上流に位置していることから、総合的な治水対策の推進を京都府へ要望します。
- 親水性に配慮し、河川環境が悪化しないよう、各区への除草依頼に対する謝礼金の支払い等により地域と一体となった環境整備を行います。

主な取組		位置付け
河川の整備	・府管理河川の改修事業 ・町管理河川の改修事業 ・河川愛護委託事業(川刈り)	

5 水資源・上水道



担当課名 上下水道課

1.現状と課題

- 給水人口や給水量の減少が続いている中で、水道事業は「拡張整備」の段階から「基盤強化」の段階へとシフトしていますが、施設の老朽化が進む一方、維持管理を行う人材の不足等により、更新が追いついていないのが現状です。
- 今後は広域的な市町村連携も視野に入れながら、住民への安定的な水の供給を図るとともに、水道事業の健全経営に取り組む必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
上水道有収率	%	↑	71.4	74.5
水道施設耐震化率	%	↑	12.9	14.9
撤去施設数	施設	↑	1	2

3.施策の方向

(1) 水の安定供給

- 水道施設の老朽化が進んでいることを受けて、施設更新と耐震化を行い、水道水の安定供給をめざします。
- 畑川ダム建設により安定した水源が確保されたため、今後の水需要や漏水事故に対応できる配水管の整備を行います。
- 水道施設として活用していない多数の旧施設は、管理運営費用などの増大を招いているため、撤去計画を作成し、撤去を実施します。

主な取組		位置付け
水の安定供給	・水道施設耐震化の実施 ・連絡管での水の相互融通による給水の安定供給 ・撤去優先度の設定と撤去工事実施	

(2) 水道事業の健全経営

- 水道事業の業務委託範囲の拡大や内容見直しにより、さらに効率的な経営をめざします。
- 地方公営企業法の適用により明らかとなった経営状況を分析し、経営戦略の見直しを実施することで、経営体質の改善を行います。

○本町の水道事業の今後の方向性を示し、その具体的方策として策定した水道ビジョンに基づき、事業全体の体制をより強化します。

主な取組		位置付け
水道事業の健全経営	・公民連携を含めた業務委託の拡大検討 ・経営分析に基づいた経営戦略の見直し ・水道ビジョンの見直し	

【関連個別計画】

- ◇水道経営戦略
- ◇水道ビジョン

6 下水道



担当課名 上下水道課

1.現状と課題

- 本町の下水処理は、集合処理として「農業集落排水事業」「林業集落排水事業」「簡易排水事業」「特定環境保全公共下水道事業」の4事業、浄化槽処理として「浄化槽設置整備事業」「浄化槽市町村整備推進事業」の2事業により整備を行ってきました。
- 下水処理施設の普及率は98.7%、水洗化率は93.5%（令和3年度末現在）に達しています。
- 今後は、浄化槽を中心とした整備推進により下水処理施設の全町普及をめざすとともに、水洗化の促進と施設の適切な維持管理、下水道事業の健全経営に努める必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
水洗化率	%	↑	93.5	95.0
浄化槽設置基数	基	↑	1,545	1,590
機能強化施設数	施設	↑	2	5

3.施策の方向

（1）下水道処理施設の整備と水洗化の促進

- 農業集落排水施設の機能診断、整備構想に基づいて施設の機能強化を図ります。
- 町生活排水処理基本計画に基づき、浄化槽整備の促進を図ります。
- 水質保全や環境保全に資するため、全町的に水洗化を促進します。

主な取組		位置付け
下水道処理施設の整備 と水洗化の促進	・農業集落排水施設機能強化 ・浄化槽の重要性等についての定期的な広報啓発活動の実施 ・下水道等整備区域内における未接続家屋に対する接続指導の実施	

（2）下水道事業の健全経営

- 下水道事業の経営を健全化するための戦略を策定します。
- 高額な維持管理費を削減する取組を進めます。
- より経営状況が把握しやすい公営企業法適用会計を導入します。

主な取組		位置付け
下水道事業の健全経営	・経営戦略の改定 ・施設統廃合及び公共下水道への接続 ・下水道事業の地方公営企業法適化	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町生活排水処理基本計画
- ◇下水道経営戦略

7 住宅



担当課名 土木建築課

1.現状と課題

- 町営住宅については、一部施設の老朽化のほか、核家族化やライフスタイルの多様化等を背景にした住宅ニーズに十分に対応するため、建替え・用途廃止も含めた適正な施設管理・活用等により、安全で快適な住宅・住環境を整えていくことが必要です。
- また、転出等に起因する空き家が増加している中、空き家の適切な管理に向けた取組等が必要となっているとともに、活用可能な空き家の把握や有効活用の取組と連携した公営住宅事業の推進が必要です。
- 少子高齢化が進行することが予想される中、住み慣れた持ち家に住み続けられるような持ち家の高齢化対応等のリフォームやユニバーサルデザインの推進など、子どもから高齢者まで安心して暮らせる住宅・住環境の形成を図っていくことが必要です。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
町営住宅入居率	%	↑	76.9	100

3.施策の方向

(1) 町営住宅の総合的活用

- 「京丹波町公営住宅等長寿命化計画」に基づき町営住宅の建替え・改善等の整備、維持管理、用途廃止、適正な活用を図り、ライフサイクルコスト⁵⁶の縮減と長寿命化を図ります。
- 公営住宅の収入要件を一定期間超過している入居者について、特定公共賃貸住宅へ誘導し公営住宅の空室を確保することにより、真に住宅に困窮している低所得者の入居を促進します。

主な取組		位置付け
町営住宅の総合的活用	・既存の町営住宅の総合的な活用 ・住宅ニーズを踏まえた町営住宅の整備 ・高額所得者等の住み替えの誘導など、公営住宅の適正入居の推進 ・公営住宅維持修繕事業	重点 (戦略)

⁵⁶ ライフサイクルコストとは、製品や構造物を取得・使用するために必要な費用の総額。企画・設計から維持・管理・廃棄に至る過程(ライフサイクル)で必要な経費の合計額をいう。

(2) 民間住宅供給の適切な誘導

○民間企業による団地開発等が計画された場合は、法令手続き等の指導を適正に行います。

主な取組		位置付け
民間住宅供給の適切な誘導	・団地開発等の適正誘導・開発協議 ・未利用地の実態調査 ・乱開発の防止	

【関連個別計画】

◇京丹波町公営住宅等長寿命化計画

◇京丹波町地域住宅計画

◇京丹波町都市計画区域内における宅地開発等に関する指導要綱、施行細則

◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

基本方針5 住民主体の魅力あるまちづくり

I 協働のまちづくり



担当課名 総務課、企画情報課、**瑞穂支所、和知支所**

I.現状と課題

- 本町では、平成20年に「住民自治組織によるまちづくり基本指針」を策定するなど、住民自治を基本としたまちづくりに取り組んでいるところであり、すでに8つの住民自治組織がそれぞれの地域で活動を行っています。
- 令和3年度に実施した住民アンケート調査によれば、こうした地域のつながりやこれに基づく取組は、京丹波町の魅力となっている一方で、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、地域における交流や活動が減少している状況がみられます。
- 今後は、こうした状況も踏まえ、住民自治組織の支援や新たな組織化などに取り組むとともに、これらを全町的な協働の仕組みの一つとして発展させていく必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
住民自治組織数	組織	↑	8	10
まちづくり交付金等活用団体数	団体／年	↑	5	8
協議会参画団体数	団体	↑	6	8
集落の維持	集落	→	85	85
情報公開件数	件	↑	134 (R2)	150

3.施策の方向

(1) 住民自治の推進

- 地域のまちづくりを地域自らが考え、地域でできることは地域で実践するという補完性の原則に基づいた住民自治の確立に向けて、引き続き意識の高揚を図ります。その上で町民の一体感や連帯感を醸成し、この地域での暮らしに愛着と誇りを持てるまちづくりを進めます。
- 町民と行政が常に情報を共有することの重要性を相互に理解を深め、互いに信頼できる町政を進めます。そのために、行政事務の透明性を確保するとともに、説明責任を果たします。
- 行政事務の透明性の確保を図るため、行政情報等の情報公開を推進します。
- 町民一人ひとりが京丹波町に暮らす仲間として、地域の豊かな資源と安心・安全な暮らしを次代へと受け継いでいくため、民間分野と公共サービス分野での役割分担を明確にし、危機感を共有しながら、まちづくりに取り組みます。

主な取組		位置付け
住民自治の推進	・町ホームページの充実 ・情報公開の徹底 ・町政懇談会の開催 ・出前講座の開催 ・町委員の一般公募 ・住民自治条例の制定（町民憲章の制定） ・京丹波町情報公開条例の運用 ・京丹波町個人情報保護条例の運用	

（２）協働のまちづくりの推進

- 地域づくりにおける役割分担を明確にし、住民自治組織を育成します。
- 住民自治組織設立を地域に推奨します。
- 住民自治組織間の連携を深め、さらに協働性にあふれた地域をつくれます。

主な取組		位置付け
協働のまちづくりの推進	・まちづくり交付金・地域力向上交付金の見直し・充実 ・京丹波町住民自治組織連絡協議会の拡充	重点 (その他)

（３）地域コミュニティの育成

- 地域コミュニティの維持のために環境整備を推進します。
- 住民が集える場づくり、多様なアイデアの創造する場づくりを行います。

主な取組		位置付け
地域コミュニティの育成	・地域の維持や活性化への補助金事業 ・コミュニティ組織連携事業（区長会との連携）	重点 (その他)

【関連個別計画】

- ◇住民自治組織によるまちづくり基本指針

2 魅力発信（タウンプロモーション）



担当課名 商工観光課

1.現状と課題

- 人口減少時代において、人口減少抑制や地域経済の活性化に取り組んでいくためには、町民に向けた情報発信だけではなく、町外に向けた町の魅力情報の発信やプロモーションにより、町を訪れる観光客の増加を図ることを含め、人・モノや経済の循環を創出・活性化していくことが不可欠です。
- 今後は、本町の様々な資源・魅力を町外に対して広く発信し、本町に対する認知・関心を高めるとともに、こうした情報発信を含めた本町のタウンプロモーションのための体制・ネットワークづくりに取り組んでいく必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
ふるさと納税寄附金額	千円	↑	130,284	300,000
企業版ふるさと納税寄附金額	千円	↑	0	20,000
クラウドファンディングによるまちづくり事業数	件	↑	1	5

3.施策の方向

（1）タウンプロモーションのためのネットワークづくり

- 京丹波町における戦略的なプロモーション施策を実施することにより、「観光」「移住」「ふるさと納税」といった市場競争下における外需の獲得をめざします。

主な取組	位置付け
タウンプロモーションのためのネットワークづくり ・京丹波町プロモーション戦略とアクションプランの策定 ・官民協働プロモーション組織の設置 ・プロモーション戦略推進事業 ●首都圏プロモーション ●先進自治体視察調査 ●プロモーション戦略推進のための調査研究 ・各種媒体を活用したプロモーション ・京丹波ファンクラブの充実 ・移住起業出張相談会の実施 ・地元企業への就職マッチング、就業フェアの実施 ・学校・地域・企業が連携した地域人材育成プログラムの展開 ・須知高校における地域探究学習の実施	重点 (戦略)

(2) 町の情報発信の推進

- 京丹波ファンクラブに呼びかけ、「京丹波町の情報」があらゆる地域で発信される仕組みづくりを確立し、まちの魅力を伝えることにより、交流人口の拡大、さらには定住人口の増加につなげます。
- 「まちの売り込み情報」を一元的・戦略的にプロデュースする民間事業者等との連携により、各種メディアへの積極的なPRを行います。
- 広報の情報を通じて行政と住民の信頼関係をつくり、まちの活力を形成します。広聴においては、クレーム処理ではなく、住民の意見や要望を政策に反映させる機能として活用します。広聴で得たニーズを政策へ反映できるよう、庁内で共有する仕組みをつくりまします。
- 情報発信ツールであるホームページ、SNSの内容充実していくことにより京丹波町の魅力をより分かりやすいように情報発信していきます。

主な取組		位置付け
町の情報発信の推進	・プロモーション動画制作(季節ごと) ・京丹波特派員制度の確立による地域情報の受発信 ・戦略的な広報広聴活動の実施 ●まちづくり理念のイメージ化 ●まちの魅力や人・企業誘致に関する情報をターゲットへの確に発信 ●住民自治意識の向上に応える対話型、出前型の広報広聴活動 ●各部署における広報広聴意識の向上 ・各種マスメディアの活用(取材されるのではなく、取材してもらう) ・町ホームページの充実(再掲)SNSでの情報発信の継続 ・食のキャラクターを通じた情報発信	

【関連個別計画】

◇第2期京丹波町まち・ひと・しごと創生総合戦略

3 行政運営



担当課名 商工観光課、**瑞穂支所**、和知支所、税務課、総務課、財政課

1.現状と課題

- 令和3年度に実施した住民アンケート調査における32のまちづくり分野の重要度・満足度の分析について、「行政運営」は重要度が特に高い一方で満足度が低くなっており、この改善に向けた取組が求められています。
- 人口減少や少子化・高齢化といった人口構造の変化、住民ニーズの多様化に対応した質の高い行政サービスを提供していくためには、行政機能と財政基盤の強化を図るとともに、行政運営の効率化を視野に様々な分野での広域連携を推進していく必要があります。

2.目標指標

指 標	単 位	方向性	基準値 (R3)	目標値 (R8)
財政力指数 ⁵⁷	—	↑	0.28	0.30
経常収支比率 ⁵⁸	%	↓	86.1	85.0
実質公債費比率 ⁵⁹	%	↓	16.8	17.0
育児・介護休暇の取得率 (対象となる職員における取得率)	%	↑	61.5	100.0
ふるさと納税寄附金額【再掲】	千円	↑	130,284	300,000
税の収納率(国保税を除く)	%	↑	99.2	100.0

3.施策の方向

(1) 行政機能の強化

- 総合計画に基づく計画的で効果的・効率的なまちづくりの推進と行政サービスの充実を図るため、機能的な組織体制の確立、事務の効率化など徹底した行政改革と、総合的かつ横断的な政策推進体制を強化します。
- 民間の能力や手法、資金など民間活力の積極的な活用により、自主的な事業参画を促進し、適切かつ効率的な施策展開を図っていきます。
- まちづくりの拠点、まちの防災拠点として、新庁舎を活用していきます。

⁵⁷ 財政力指数とは、地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされる。

⁵⁸ 経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示す。この比率は概ね70～80%の間であることが理想とされる。

⁵⁹ 実質公債費比率は、地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

- 自ら課題を発見する能力、その課題を解決できる能力、政策を立案できる能力など職員に求められる能力は複雑化・多様化しており、採用時から優秀な人材を確保するとともに、その上で育成していきます。
- 総合計画に基づく計画的で効果的・効率的なまちづくりの推進と行政サービスの充実を図るため、機能的な組織体制の確立、事務の効率化など徹底した行政改革と、総合的かつ横断的な政策推進体制の組織化により行政機能を強化します。
- 行政が直接行うよりも民間が行った方が効率的・効果的な事務事業については、積極的に民間委託を進めるなど、民間の能力や手法、資金などの活用を図ります。
- 公の施設の維持管理について、指定管理者⁶⁰制度の活用を検討します。
- これらの取組と並行し、事務事業全般について、効率化に向けた検討と取組を進めます。
- 町民の交流、スポーツ及び文化の向上並びに福祉の増進を図るため、施設を効率的に運用します。

主な取組		位置付け
行政機能の強化	・公の施設の指定管理者の公募の積極的な実施 ・必要な業種の通年募集や早期試験の実施 ・地域行政サービスの拠点としての庁舎の維持管理 ・公共施設を良好な状態に維持・管理します。	重点 (その他)

(2) 財政基盤の強化

- 適正な課税と納税義務者の納税意識の高揚推進、受益者負担の原則等に基づく公平で公正な公共料金の設定と併せて、税、使用料等の自主財源確保に向けた徴収体制の強化に取り組みます。
- 自主財源確保の観点から、税收増につながる企業誘致等の施策や事業を重視して推進します。

主な取組		位置付け
財政基盤の強化	・ふるさと納税事業 ・賦課⁶¹徴収事業	

(3) 広域連携の推進

- 適正な課税と確実な徴収事務の執行体制をめざすとともに、京都地方税機構との課税業務共同化を推進します。

主な取組		位置付け
広域連携の推進	・税務共同化事業	

【関連個別計画】

- ◇京丹波町過疎地域自立促進市町村計画
- ◇京丹波町公共施設等総合管理計画

⁶⁰ 指定管理者とは、地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理運営を、株式会社をはじめとした営利企業や財団法人、NPO法人、市民グループなど法人その他の団体に代行させること。

⁶¹ 賦課とは、国や自治体が税金などを特定の人（個人・法人）に割り当てて負担させること。

資料編

(1) 京丹波町総合計画審議会

I 諮問書

3 京丹企第 503 号
令和 3 年 10 月 27 日

京丹波町総合計画審議会会長 様

京丹波町長 太 田 昇

第 2 次京丹波町総合計画について（諮問）

京丹波町総合計画審議会設置条例（平成 18 年京丹波町条例第 2 号）第 2 条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

諮 問

第 2 次京丹波町総合計画後期基本計画の策定について、貴審議会の意見を求めます。

答申後に追加予定

3 京丹波町総合計画審議会設置条例

平成18年3月31日

条例第2号

改正 令和元年9月25日条例第19号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、京丹波町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、京丹波町総合計画の策定及び実施に関する基本的な事項について、町長の諮問に応じ調査及び審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 町教育委員会の委員

(2) 町農業委員会の委員

(3) 町の区域内の公共的団体役員又は職員

(4) 学識経験を有する者

(5) 前4号に掲げるもののほか、町長が適当と認める者

3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる委員にあっては、委嘱されたときにおける当該身分を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会)

第6条 第2条の所掌事務を分掌させる必要があるときは、審議会に部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

(意見等の聴取)

第7条 会長は、第2条の所掌事務を円滑に遂行するために必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて、意見、助言等を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(補則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第19号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に委嘱する委員の任期満了の日までの間に限り、この条例の改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 京丹波町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

[委員]

役 職	氏 名	区 分	所属等	備 考
	藤田 道子	町教育委員会の委員	町教育委員会教育長 職務代理	~R4.2
	竹吉 美公			R4.2~R5.2
	山根 里香			R5.2~
	山田 進	町農業委員会の委員	町農業委員会 会長	
会 長	春田 貢	町の公共的団体役員 または職員	地域の代表(町区長会の推薦)	
	山内 照美		町女性の会	
副会長	小峰 雅人		(公財)丹波自然運動公園 協力会常務理事	~R4.6
	大西 義弘			R4.6~
	樋口 義昭		京丹波森林組合 代表理事組合長	
	安谷 一秀		町商工会 会長	
	庄崎 博蔵		町観光協会の推薦	
	津田 勝二		町社会福祉協議会 事務局長	
	嵐 光輝		京都銀行 須知支店長	
	湯川 佳秀		府立須知高等学校 校長	
	山本 麻里		介護福祉士	
	長谷川 信一	町長が適当と 認める者	京都新聞社 南丹支局長	
	沖 哲司		京丹波町道の駅連絡協議会 会長	
	杉浦 美穂		認定就農者	
	谷 文絵		質美笑楽講 絵本ちゃん主宰	
	湊 由利江		子育て世代代表	

[アドバイザー]

氏 名	職 名
宗田 好史	京都府立大学教授

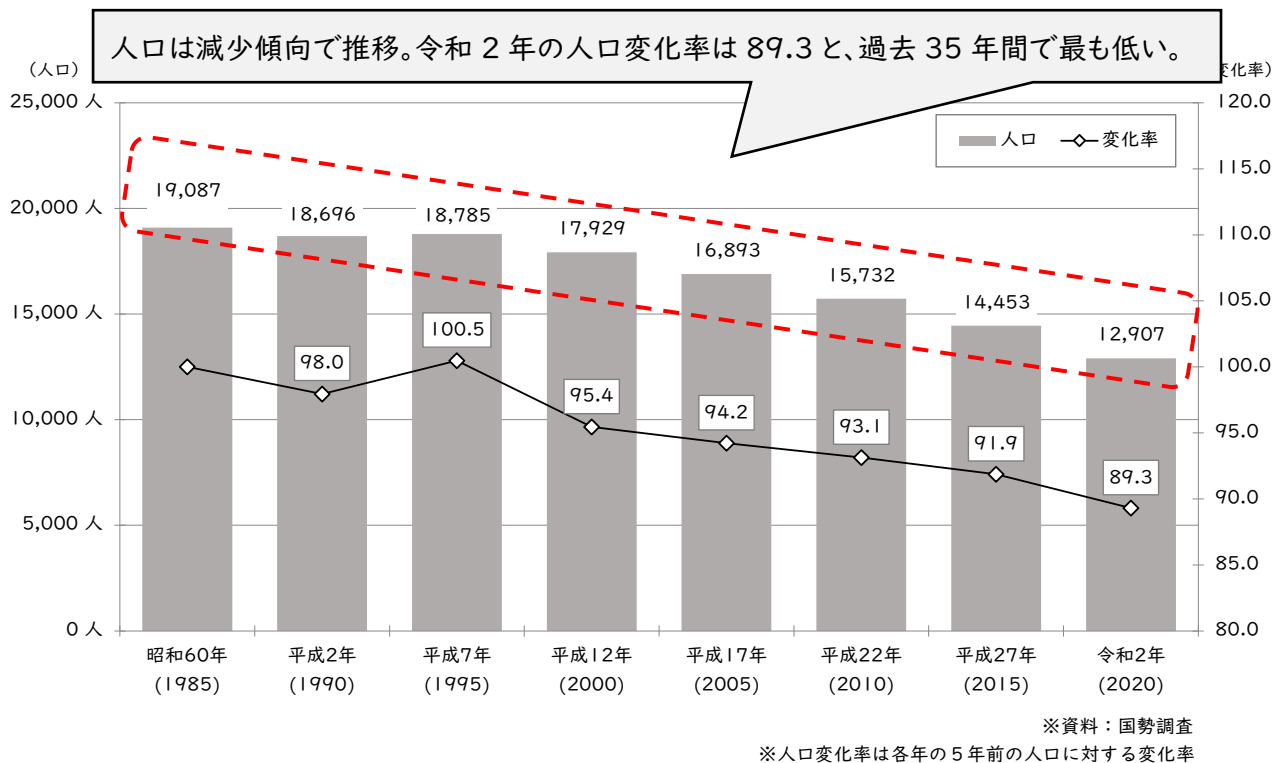
5 京丹波町総合計画審議会等の経過

年	月 日	内 容
令和3年 (2021)	10月27日	第1回京丹波町総合計画審議会 ・第2次京丹波町総合計画後期基本計画の策定に向けて
	11月19日～ 11月30日	住民アンケート調査及び中学生・高校生アンケート調査の実施
令和4年 (2022)	2月9日	第2回京丹波町総合計画審議会 ・基調講演(京都府立大学 宗田教授) ・住民アンケート調査及び中学生・高校生アンケート調査結果の報告
	6月29日	第3回京丹波町総合計画審議会 ・第2次京丹波町総合計画前期基本計画の評価について ・まちづくり重点施策を考えるワークショップの開催について
	9月29日	第4回京丹波町総合計画審議会 ・第2次京丹波町総合計画後期基本計画(素案)について
	10月26日	まちづくり重点施策を考えるワークショップの開催
令和5年 (2023)	1月12日	第5回京丹波町総合計画審議会 ・第2次京丹波町総合計画後期基本計画(素案)について ・パブリックコメントの実施について
	1月24日～ 2月2日	パブリックコメントの実施
	2月15日	第5回京丹波町総合計画審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第2次京丹波町総合計画後期基本計画(答申案)について
	2月27日	京丹波町議会への報告

(2) 京丹波町の概況と住民ニーズ

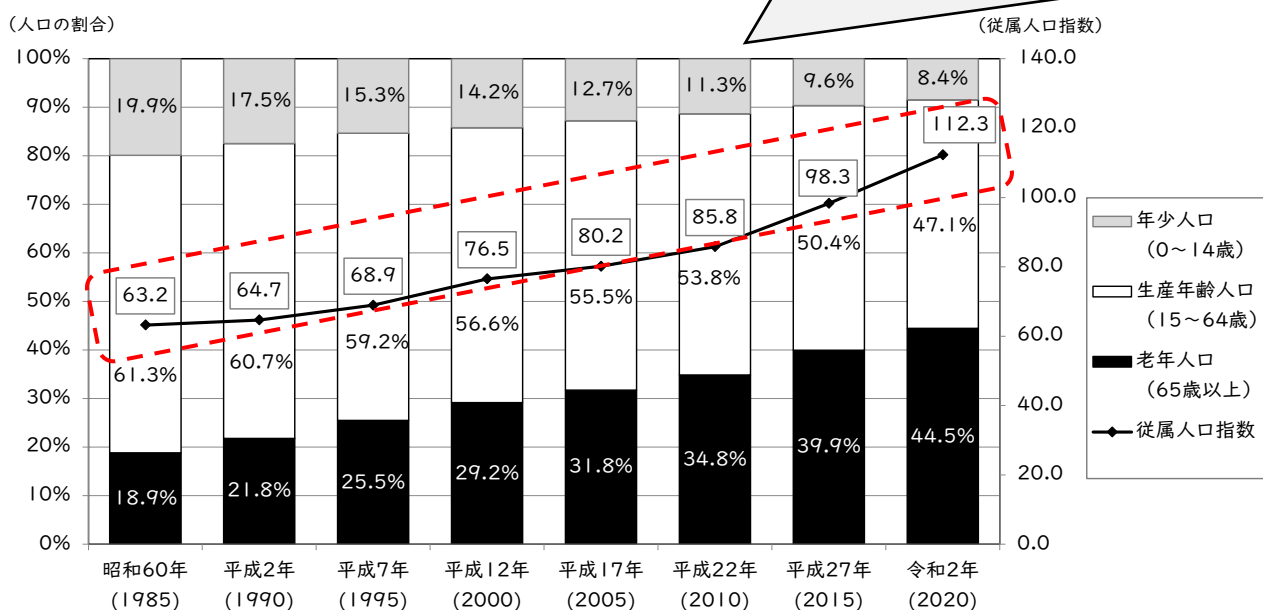
I 京丹波町の概況

(1) 人口と人口変化率の推移



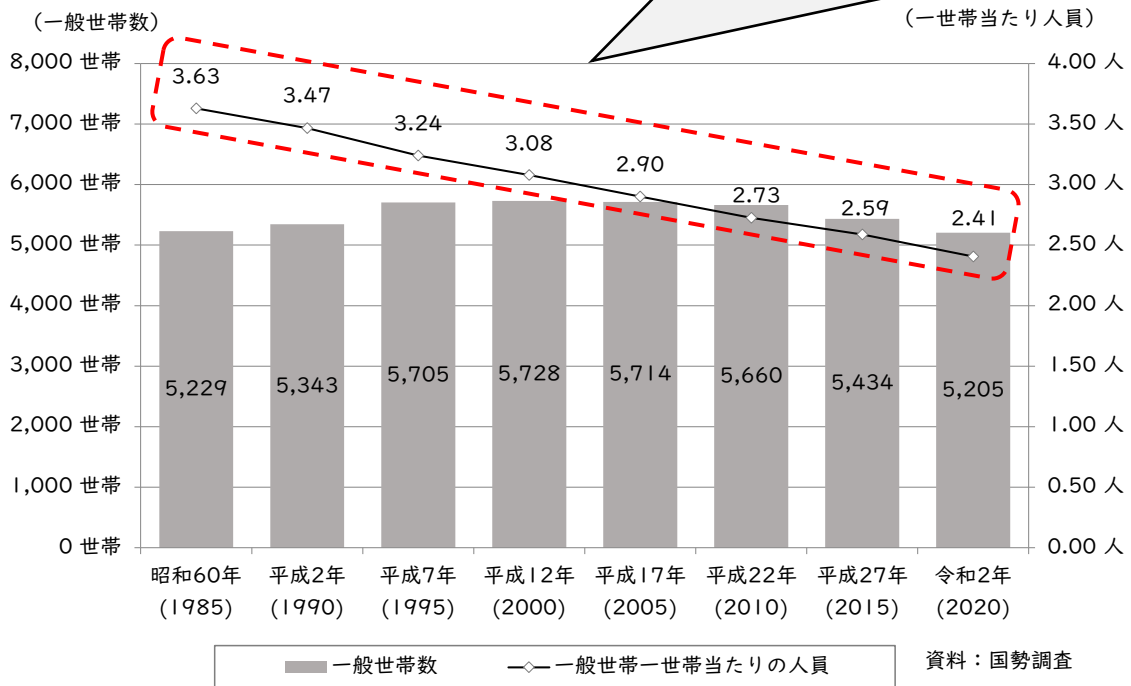
(2) 年齢3区分別人口構造の推移

少子化、高齢化が進む中で従属人口指数が大きく増加。昭和60年には生産年齢人口の概ね2人が従属人口（年少人口・高齢者人口）1人を支えていたのに対し、令和2年は1人が1人以上を支える状況。



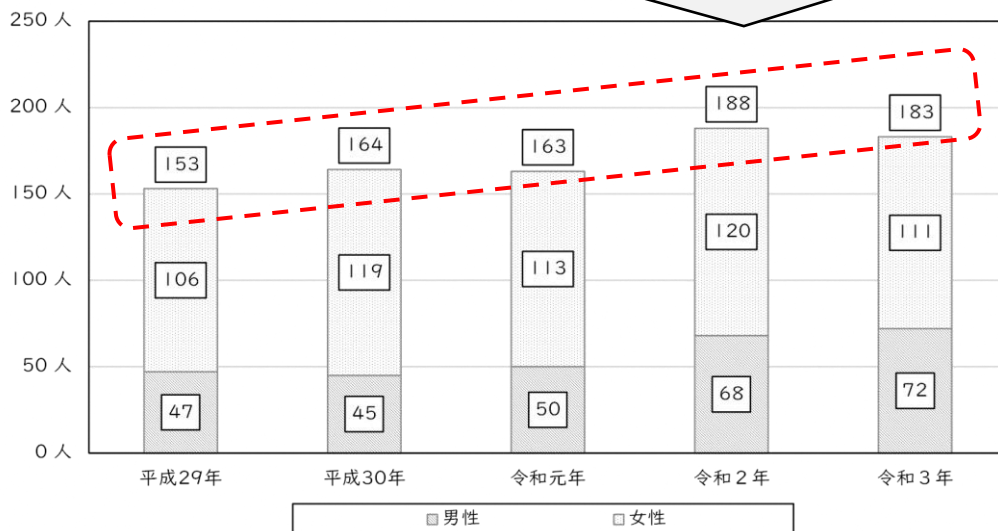
(3) 一般世帯数と一世帯当たり人員の推移

一般世帯数は平成12年をピークに減少傾向で推移している。一世帯当たりの人員は一貫して減少。



(4) 外国人人口の推移

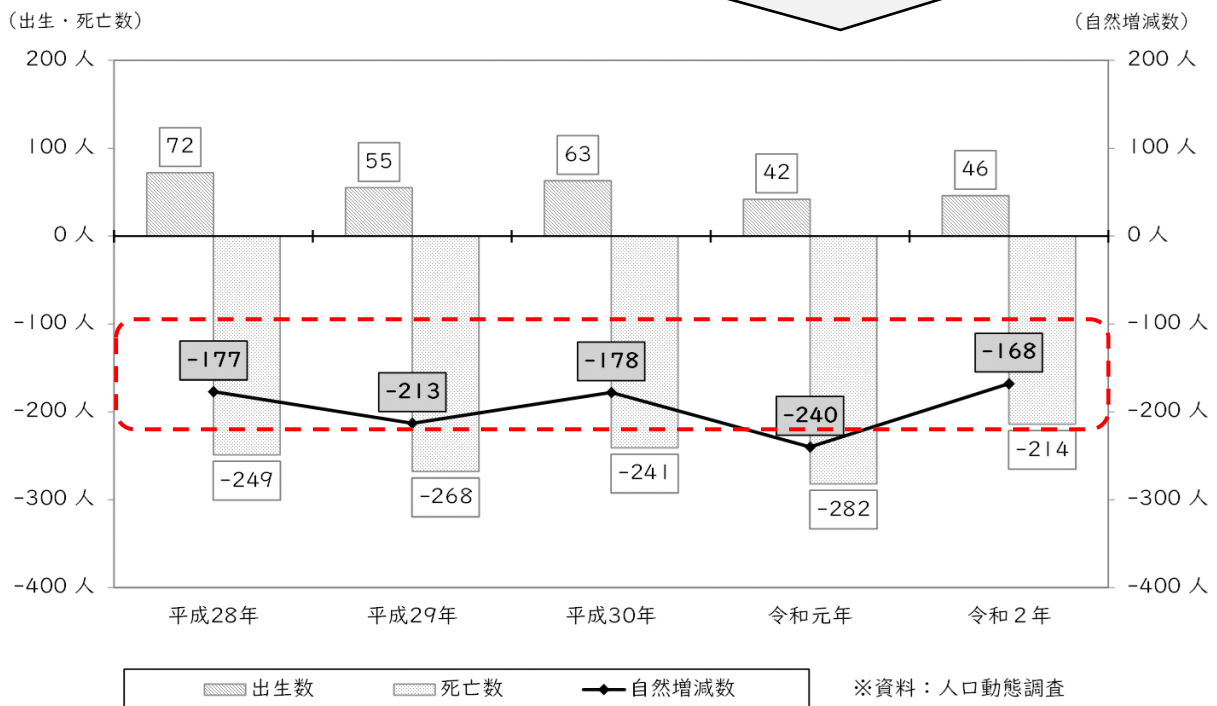
外国人人口は過去5年間、緩やかな増加傾向で推移している。



※資料：住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査（各年1月1日）

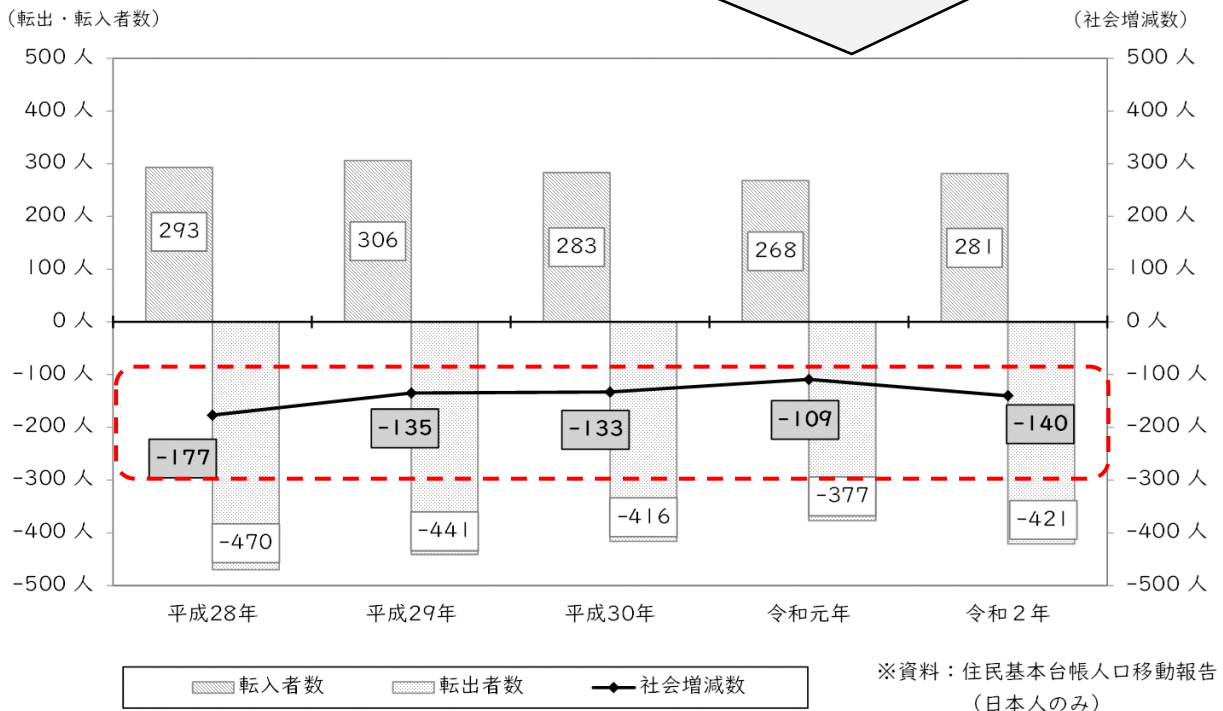
(5) 出生・死亡数の推移

死亡数が出生数を上回る自然減が継続している。減少数は年ごとに増減があるが、令和2年は過去5年間で最も少ない。



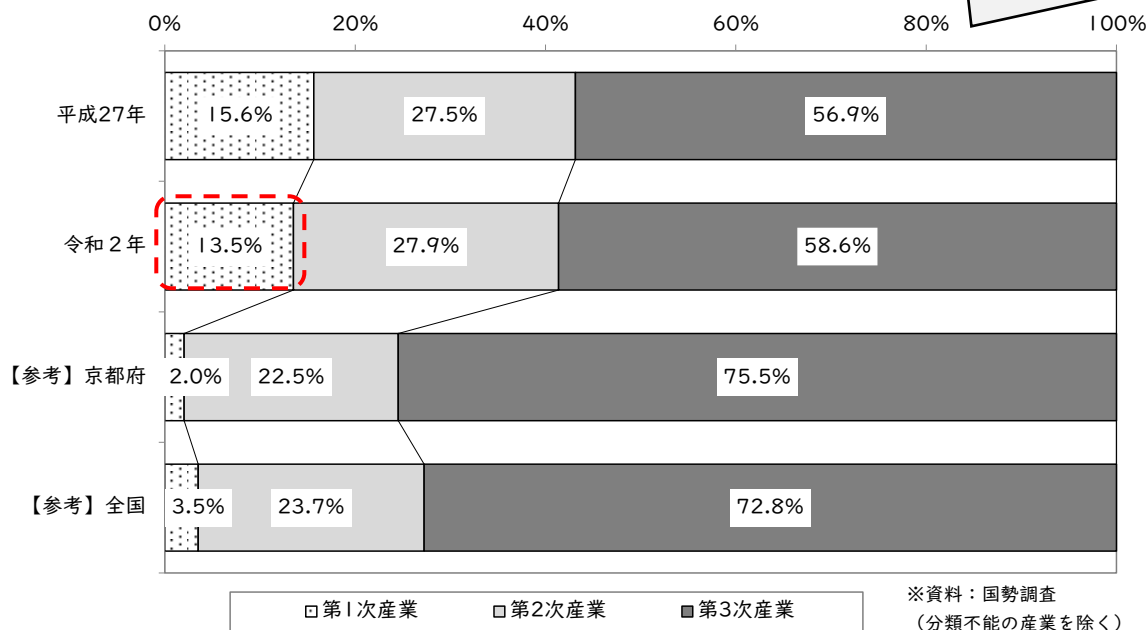
(6) 転出・転入数の推移

転出者数が転入者数を上回る社会減が継続している。全国的には、新型コロナウイルス感染症の影響で移動の縮小がみられるが、京丹波町で大きな変化はみられない。



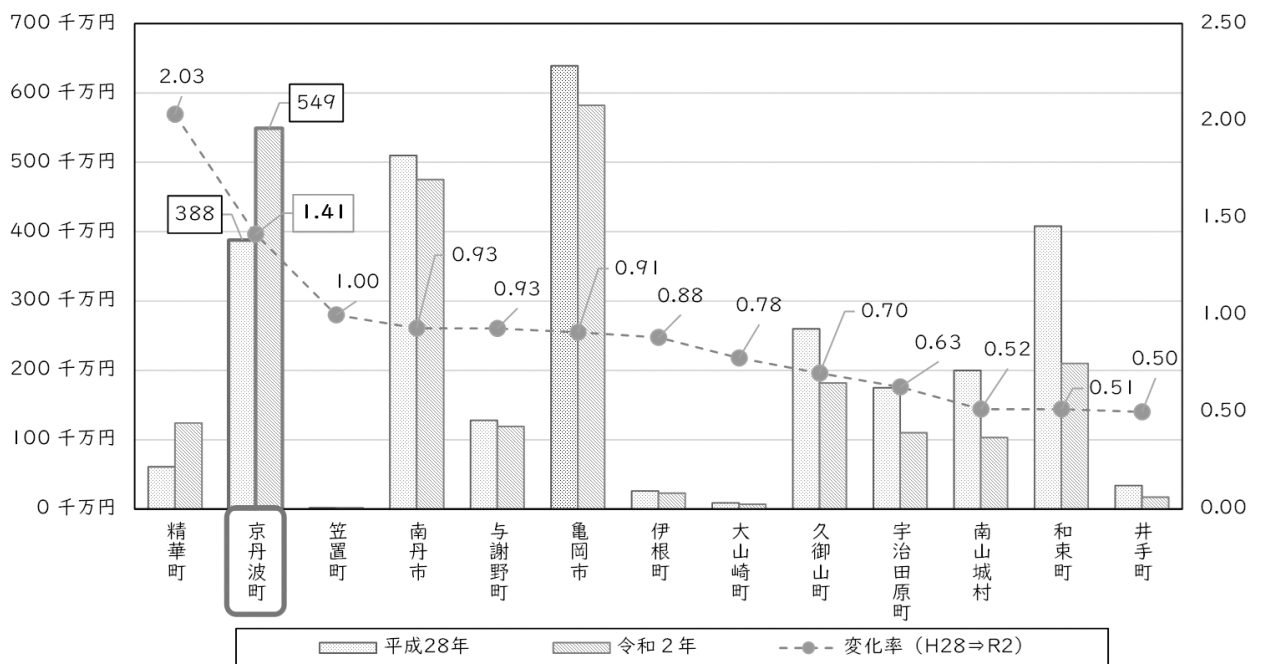
(7) 産業3部門別就業者の構成比の変化

5年間で、産業3部門別就業者の構成比に大きな変化はみられない。第1次産業は国や府の水準を大きく上回っている。



(8) 農業産出額の変化の比較（府内町村＋南丹圏域）

(農業産出額)

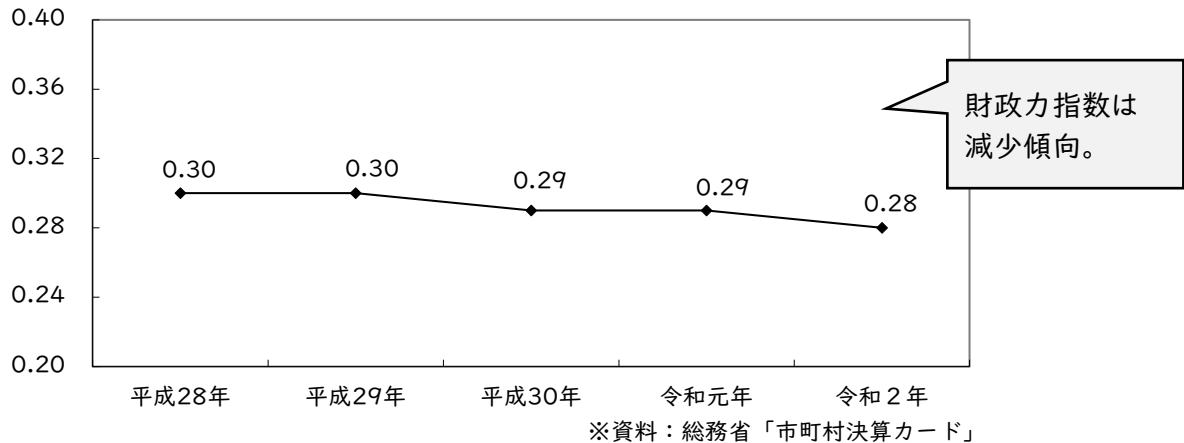


※資料：市町村別農業産出額（推計）

基幹産業の農業について、府内13市町村の産出額の平成28年からの変化率をみると、増加しているのは精華町と京丹波町のみ。また、令和2年の京丹波町の農業産出額は549千万円で、13市町村の中では亀岡市に次いで多い。

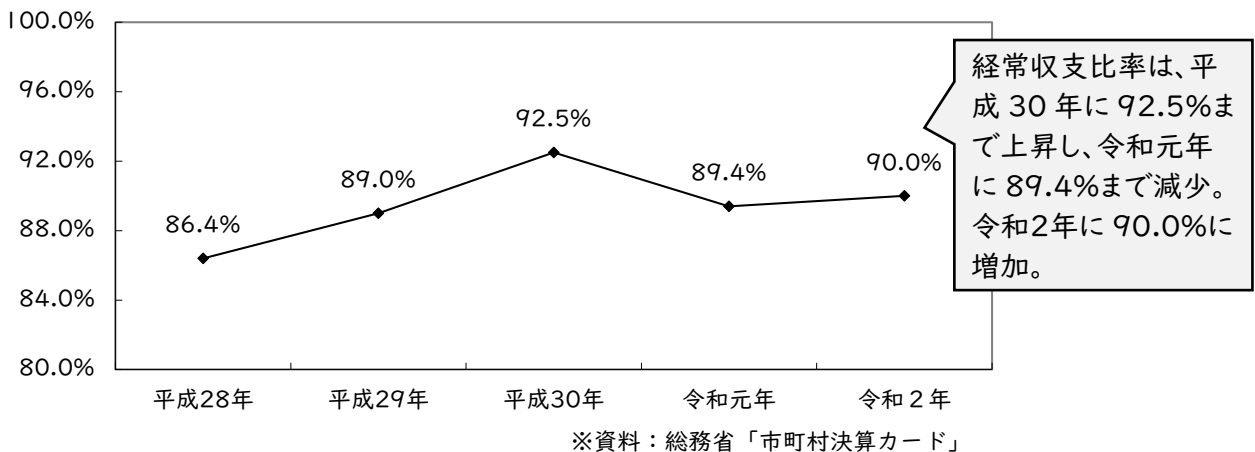
(9) 財政状況の推移

① 財政力指数



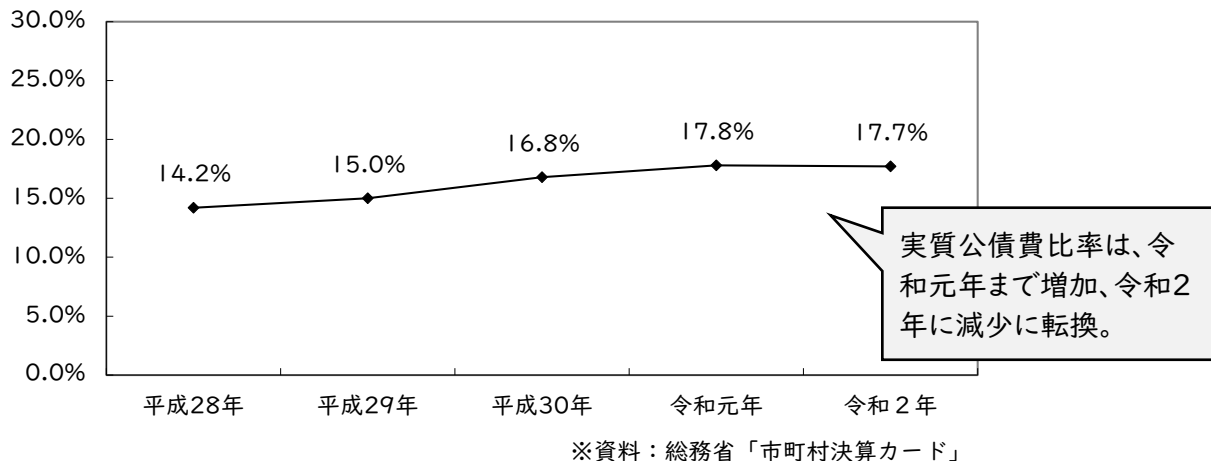
地方公共団体の財政力を示す指数で、財政力指数が高いほど、財源に余裕があるとされる。

② 経常収支比率



経常収支比率は、地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、経常的な経費に、経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示す。この比率は概ね70～80%の間であることが理想とされる。

③ 実質公債費比率



実質公債費比率は、地方公共団体の借入金（地方債）の返済額（公債費）の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもので、一般的には15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされる。

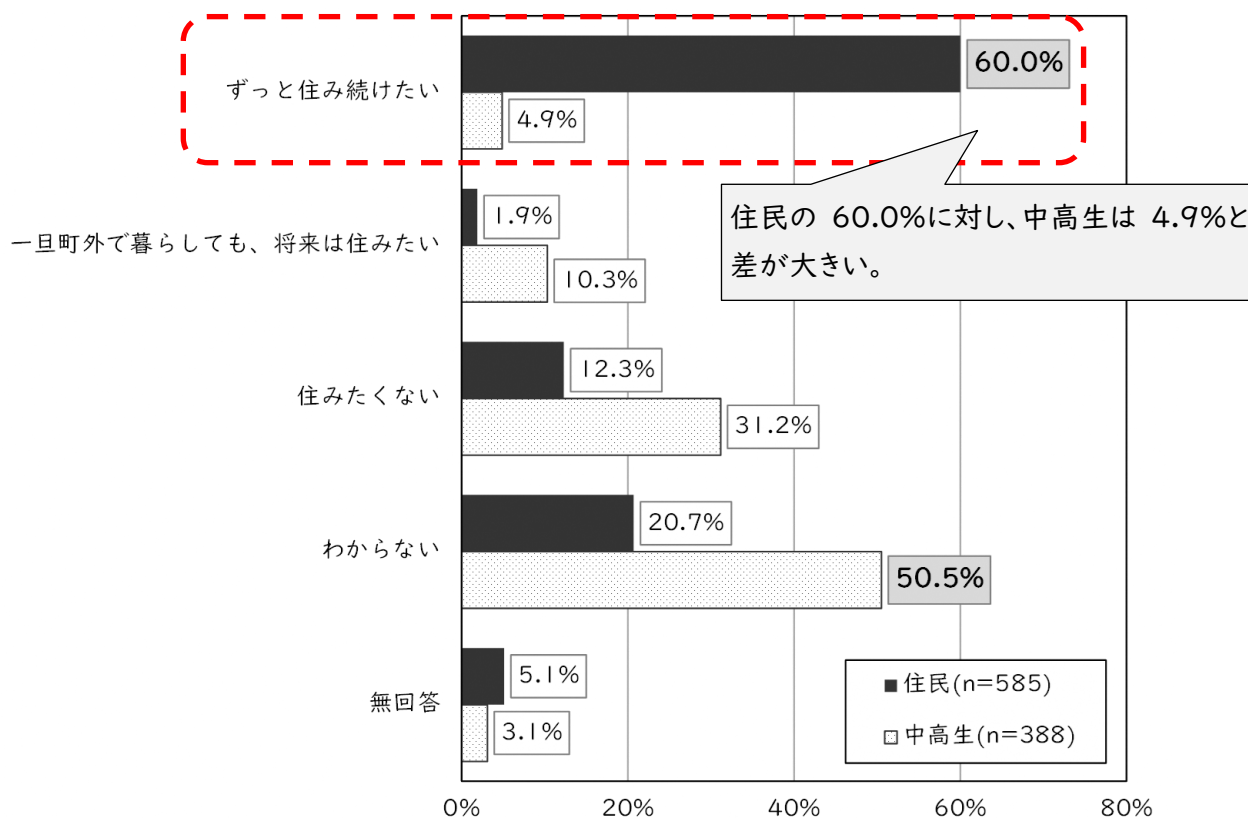
2 住民ニーズ

(1) アンケート調査の概要

調 査	対 象	実施時期・調査方法	回収数
住民アンケート調査	18歳以上の住民 1,500人	令和3年11月19日～ 11月30日実施 郵送による配布・回収	回収数：585票 回収率：39.0%
中学生・高校生 アンケート調査	町内の中学校・高等学校に 通う中学生・高校生 417人	令和3年11月実施 学校での配布・回収	回収数：388票 回収率：93.0%

(2) 主な調査結果

①京丹波町に住み続けたいか（SA）



※ 各グラフの“n”は、当該設問に回答すべき方（回答対象者）の人数を示しています。

※ タイトルの横には、質問形態を記載しています。

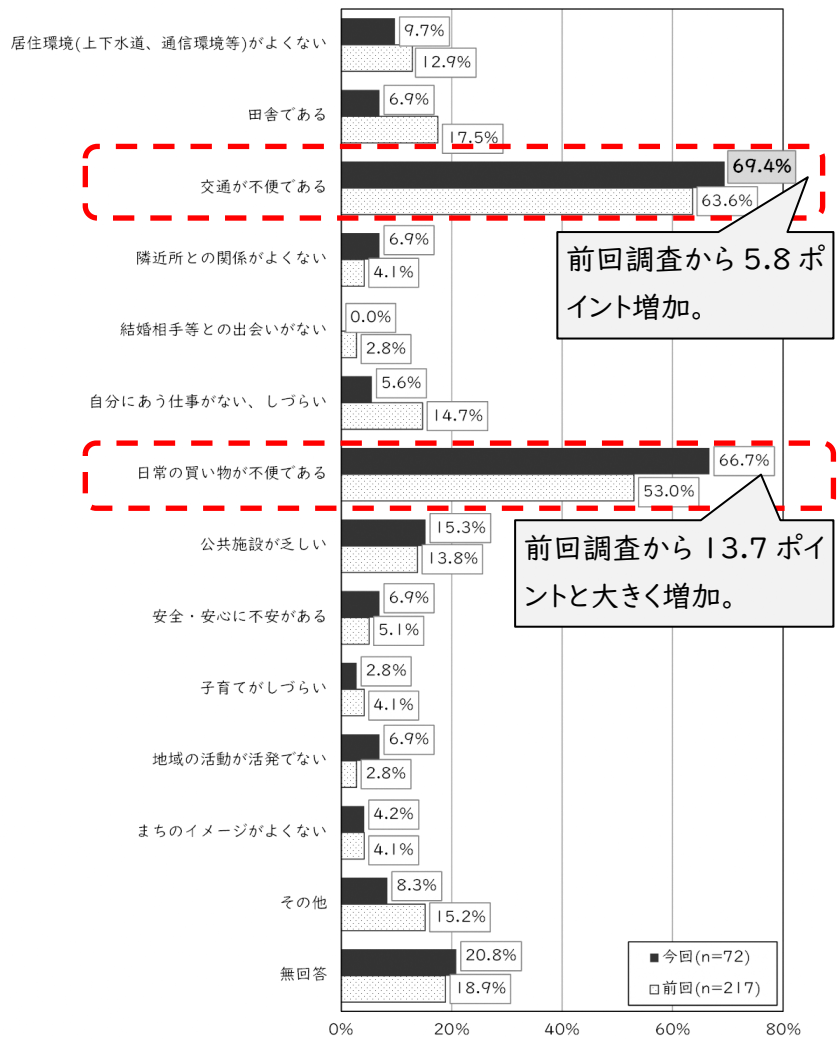
SA＝単数回答：「1つに○」等、選択肢を1つ選ぶ質問形態

MA＝複数回答：「2つまで○」等、2つ以上の選択肢を選ぶ質問形態

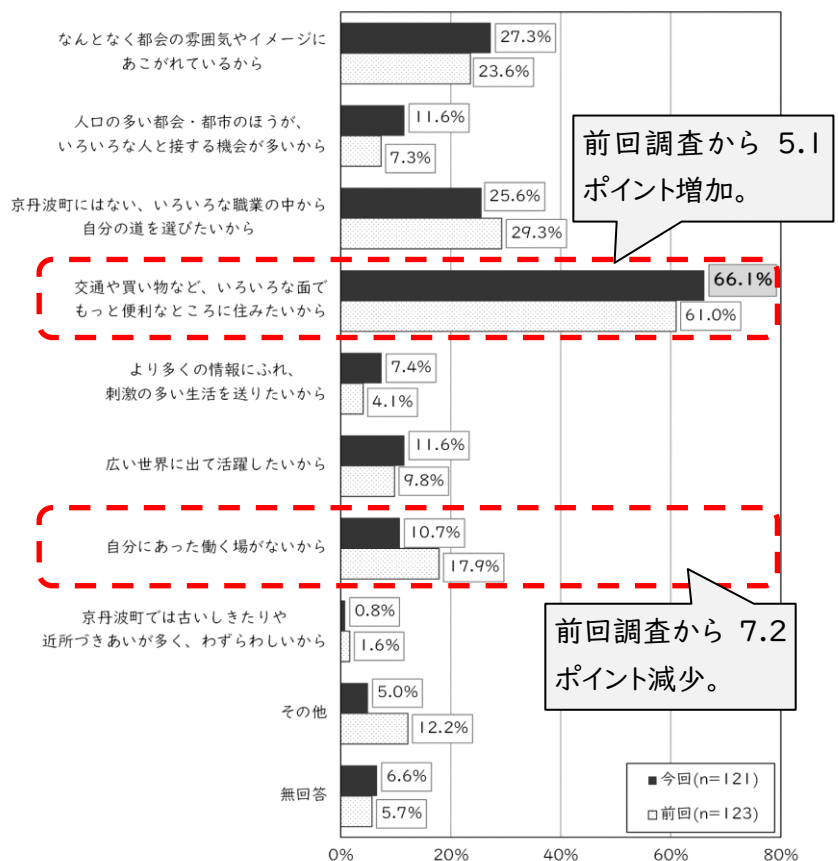
※ 前期基本計画策定時に同じ設問がある場合は、その調査結果を「前回」として掲載しています。

②住み続けたい主な理由 (MA)

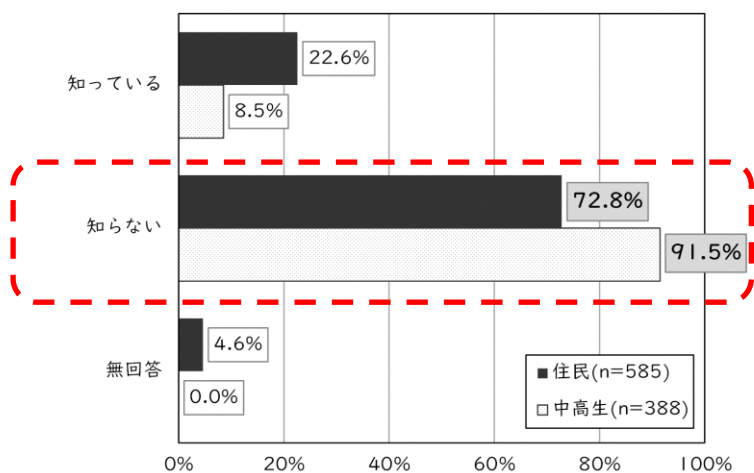
住民アンケート調査



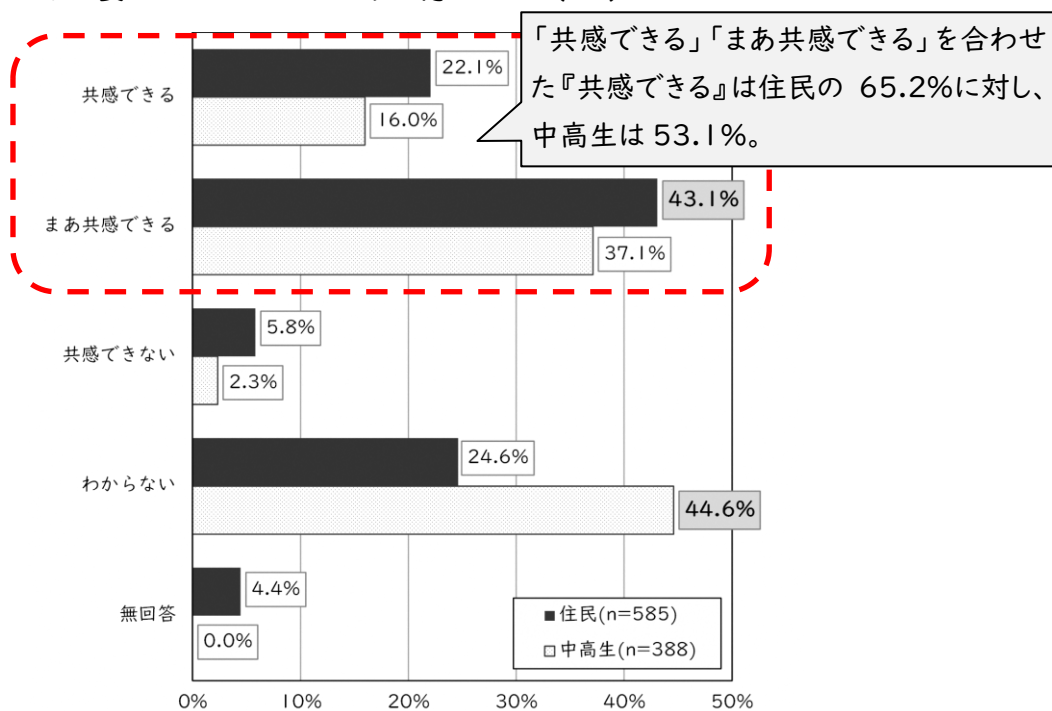
中高生アンケート調査



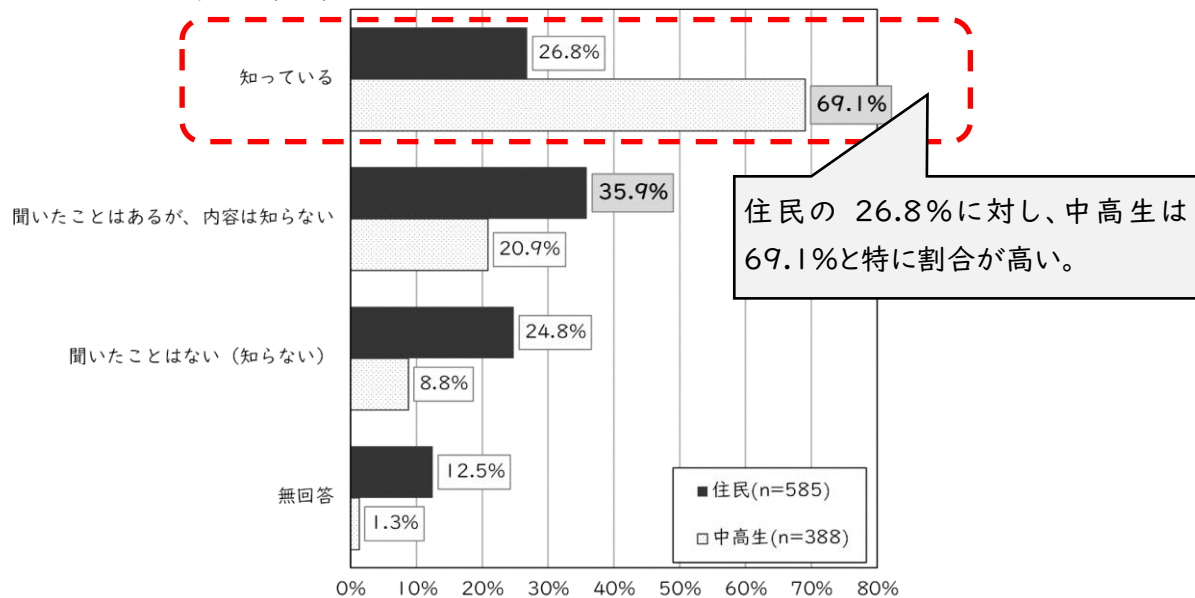
③京丹波町の“めざすべきまちの姿”を知っているか（SA）



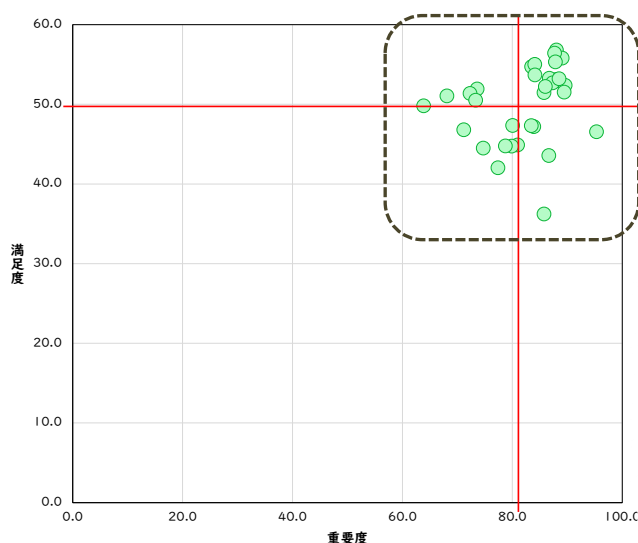
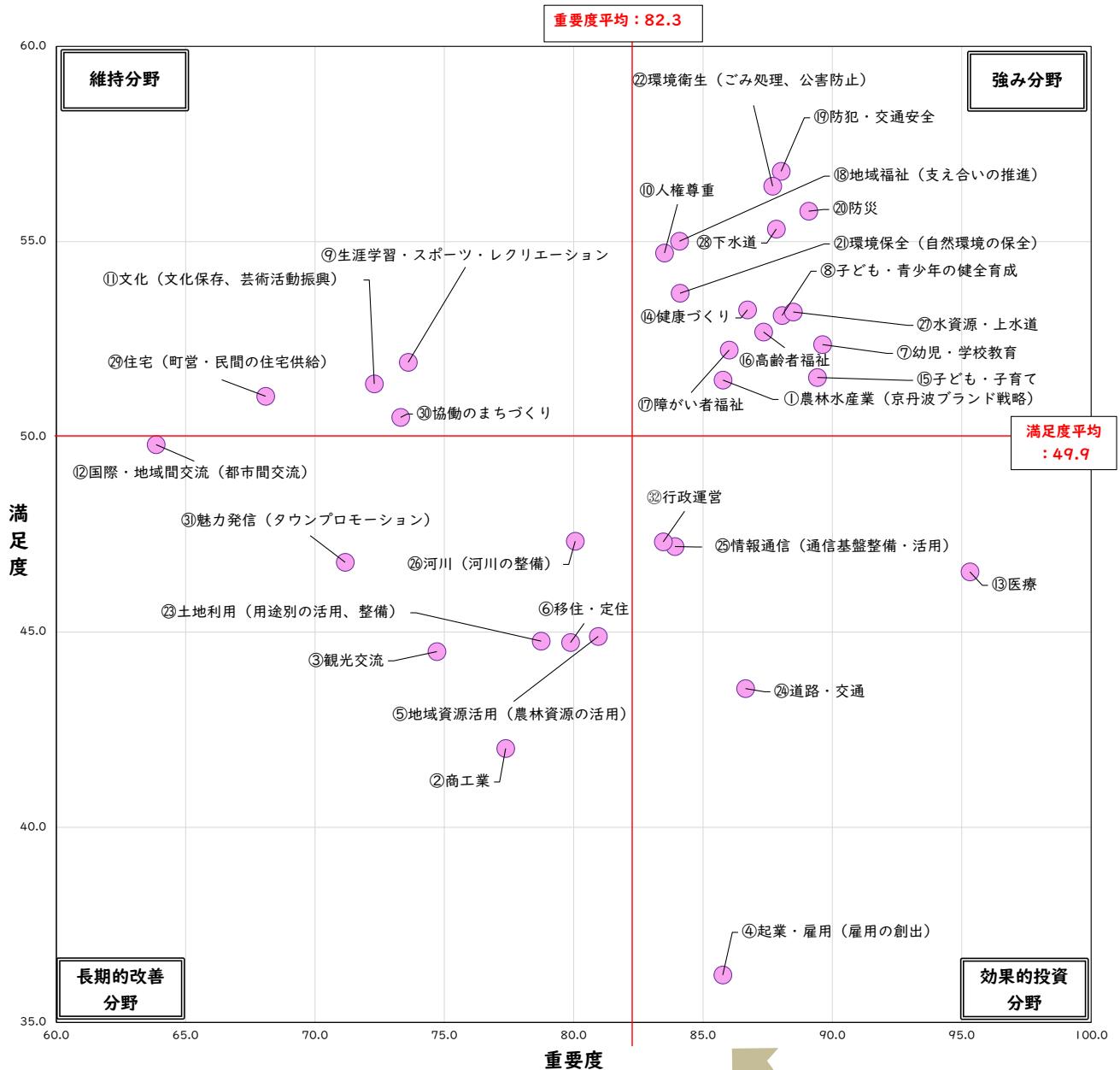
④“めざすべきまちの姿”についてどのように感じるか（SA）



⑤SDGsの認知状況（SA）



⑥総合計画における32のまちづくり分野の満足度・重要度（SA）※住民のみ



- ※強み分野は、満足度・重要度のいずれも相対的に高い分野
- ※効果的投資分野は、重要度は高いが満足度が相対的に低い分野
- ※維持分野は、満足度は高いが重要度が相対的に低い分野
- ※長期的改善分野は、満足度・重要度のいずれも相対的に低い分野

【第2次京丹波町総合計画 後期基本計画】

令和5年3月

発行／京丹波町

〒622-0292 京都府船井郡京丹波町蒲生蒲生野 487 番地 1

TEL 0771-82-0200（代表）

FAX 0771-82-2700

HP の
二次元コード
を掲載？